

R 2 宮繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三

防水改修他工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
A-01	特記仕様書(1)	A-21	ライトコート屋上 断面詳細図	A-41	SP棟 R階平面詳細図、水切り部詳細図
A-02	特記仕様書(2)	A-22	北吹抜屋上 屋根伏図	A-42	1 階仮設計画図
A-03	特記仕様書(3)	A-23	北吹抜屋上 断面詳細図、各部詳細図	A-43	2 階仮設計画図
A-04	特記仕様書(4)	A-24	3 階天井伏図	A-44	3 階仮設計画図
A-05	配置図、付近見取図	A-25	西棟 屋根伏図(1)	A-45	R 階仮設計画図
A-06	1 階平面図	A-26	西棟 屋根伏図(2)	A-46	仮設計画立面図(東棟～西棟 1)
A-07	2 階平面図	A-27	西棟 屋根伏図(3)	A-47	仮設計画立面図(東棟～西棟 2)
A-08	3 階平面図	A-28	西棟 屋上断面詳細図	A-48	仮設計画立面図(SP棟)
A-09	R 階平面図・屋根伏図	A-29	西棟 各部詳細図		
A-10	断面図 1	A-30	東棟 屋根伏図		
A-11	断面図 2	A-31	東棟 断面詳細図、各部詳細図(1)		
A-12	立面図 1	A-32	東棟 各部詳細図(2)		
A-13	立面図 2	A-33	SP棟 東面立面図		
A-14	立面図 3	A-34	SP棟 東断面図	E-01	電気工事仕様書
A-15	正面玄関庇 1・2 階平面詳細図、断面詳細図	A-35	SP棟 南面立面図	E-02	ライトコート屋上 照明撤去平面図
A-16	カーテンウォール詳細図(正面玄関)	A-36	SP棟 南断面図 1		
A-17	カーテンウォール詳細図(ライトコート 1)	A-37	SP棟 南断面図 2	W-01	管工事仕様書
A-18	カーテンウォール詳細図(ライトコート 2)	A-38	SP棟 西面立面図	W-02	西棟屋上 保温改修図
A-19	ライトコート屋上 屋根伏図(1)	A-39	SP棟 北面立面図	W-03	ライトコート屋上 土砂撤去平面図
A-20	ライトコート屋上 屋根伏図(2)	A-40	SP棟 北断面図	W-04	西棟屋上 土砂撤去平面図

徳島県

課長	副課長	課長補佐	係長	主査兼係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R 2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事
2. 工事場所	徳島市南矢三町 2 丁目
3. 工事種目	工事内容：外壁ｼｰﾙｸﾞ 改修、防水改修他 (東棟) 構造規模：RC造3F＋PH 延床面積2312.62㎡ 建築面積 798.00㎡ (西棟) 構造規模：RC造3F 延床面積2499.76㎡ 建築面積 997.82㎡ (SP棟) 構造規模：S造DF1＋2F 延床面積2557.27㎡ 建築面積1981.28㎡
4. 工事区分	
5. 工 期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

章	項 目	特 記 事 項
1 章 一 般 共 通 事 項	1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等 ◎施工条件は次による。 ・ 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・ 本工事においては、〇時から〇時までの間で行うこと。 ・ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。 ・ 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ・ 義務付けられていない)。 ・ 警備員は、延20人(昼20人、夜 人：うち検定合格警備員 人)を見込んでいる。 ・ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請員契約を締結する場合は、当該下請員工事の受注者(当該下請員工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

章	項 目	特 記 事 項
1 章 一 般 共 通 事 項	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納を防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面の間は経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事で車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。 また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
	3. 安全衛生管理	
	4. 工事現場管理	

章	項 目	特 記 事 項																																																
1 章 一 般 共 通 事 項		◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 <table><tr><th>種 類</th><th>ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)</th><th>金 属</th></tr><tr><td>処分許可業者の会社名、所在地</td><td>(有)吉野川ﾎﾞｰﾄﾞ 徳島市応神町東真方字北野7-2</td><td>(株)旭金属<優良> 徳島市東沖洲1丁目12</td></tr><tr><td>処分地の所在地</td><td>徳島市応神町東真方字西中須49-1</td><td>徳島市東沖洲1丁目12</td></tr><tr><td>運搬距離</td><td>8.7km</td><td>8.7km</td></tr><tr><td>処理単価(税抜)</td><td>300円／t</td><td>0円／t</td></tr><tr><th>種 類</th><th>木 材</th><th>廃ﾌﾗﾏ</th></tr><tr><td>処分許可業者の会社名、所在地</td><td>(有)徳島興産<優良> 徳島市津田海岸町2番90号</td><td>(財)徳島県環境整備公社(徳島東部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先</td></tr><tr><td>処分地の所在地</td><td>徳島市津田海岸町2番90号</td><td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先</td></tr><tr><td>運搬距離</td><td>9.8km</td><td>14.5km</td></tr><tr><td>処理単価(税抜)</td><td>10,000円／t</td><td>22,700円／t</td></tr><tr><th>種 類</th><th>石膏ボード</th><th>ｶﾞﾗｽ</th></tr><tr><td>処分許可業者の会社名、所在地</td><td>(財)徳島県環境整備公社(徳島東部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先</td><td>ﾌｳﾌﾞﾙ 徳島市上八万町田中1148-1</td></tr><tr><td>処分地の所在地</td><td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先</td><td>徳島市上八万町田中1148-1</td></tr><tr><td>運搬距離</td><td>14.5km</td><td>10.4km</td></tr><tr><td>処理単価(税抜)</td><td>22,700円／t</td><td>4,000円／t</td></tr><tr><th>備 考</th><td></td><td></td></tr></table> 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。	種 類	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)	金 属	処分許可業者の会社名、所在地	(有)吉野川ﾎﾞｰﾄﾞ 徳島市応神町東真方字北野7-2	(株)旭金属<優良> 徳島市東沖洲1丁目12	処分地の所在地	徳島市応神町東真方字西中須49-1	徳島市東沖洲1丁目12	運搬距離	8.7km	8.7km	処理単価(税抜)	300円／t	0円／t	種 類	木 材	廃ﾌﾗﾏ	処分許可業者の会社名、所在地	(有)徳島興産<優良> 徳島市津田海岸町2番90号	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先	処分地の所在地	徳島市津田海岸町2番90号	板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先	運搬距離	9.8km	14.5km	処理単価(税抜)	10,000円／t	22,700円／t	種 類	石膏ボード	ｶﾞﾗｽ	処分許可業者の会社名、所在地	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先	ﾌｳﾌﾞﾙ 徳島市上八万町田中1148-1	処分地の所在地	板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先	徳島市上八万町田中1148-1	運搬距離	14.5km	10.4km	処理単価(税抜)	22,700円／t	4,000円／t	備 考		
種 類	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)	金 属																																																
処分許可業者の会社名、所在地	(有)吉野川ﾎﾞｰﾄﾞ 徳島市応神町東真方字北野7-2	(株)旭金属<優良> 徳島市東沖洲1丁目12																																																
処分地の所在地	徳島市応神町東真方字西中須49-1	徳島市東沖洲1丁目12																																																
運搬距離	8.7km	8.7km																																																
処理単価(税抜)	300円／t	0円／t																																																
種 類	木 材	廃ﾌﾗﾏ																																																
処分許可業者の会社名、所在地	(有)徳島興産<優良> 徳島市津田海岸町2番90号	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先																																																
処分地の所在地	徳島市津田海岸町2番90号	板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先																																																
運搬距離	9.8km	14.5km																																																
処理単価(税抜)	10,000円／t	22,700円／t																																																
種 類	石膏ボード	ｶﾞﾗｽ																																																
処分許可業者の会社名、所在地	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先	ﾌｳﾌﾞﾙ 徳島市上八万町田中1148-1																																																
処分地の所在地	板野郡松茂町豊久字朝日野6番/地先	徳島市上八万町田中1148-1																																																
運搬距離	14.5km	10.4km																																																
処理単価(税抜)	22,700円／t	4,000円／t																																																
備 考																																																		
	5. 施工調査	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 1週間とする。																																																

		●工事名 R 2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-01	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
		●図面名 特記仕様書(1)	●縮尺 NON	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

2章
改修
仮設
工事

1. 一般事項

2. 足場等

3. 監督員事務所

特記事項

◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。

◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
①労働安全衛生法に基づく構造規格
②(社)仮設工業会の認定基準
また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎外部足場(種類：枠組み本足場、枠組み棚足場、仕様：2枚布、D=90cm、初め養生シート防災1類)
・壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下)
・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) **手すり据置方式** により行うこと。
ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

◎内部足場(種類：脚立足場)

◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。

◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

◎監督員事務所は(設ける(面積㎡程度)) **設けない**

5. 工事用用水、電力等

6. 工事車両用駐車場
資材置場
現場事務所用地等

7. 仮設トイレの洋式化

特記事項

◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)
ただし、施設管理者と協議すること。

◎既存用水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償)
ただし、施設管理者と協議すること。

◎同用地は、(図示の場所に 注意していないので業者にて) 設けること。
ただし、施設管理者と協議すること。

◎借地借家料 円

◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

5. 合成高分子系ルーフィングシート防水

特記事項

◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。

工法	種別	シート		断熱材		施工箇所
		種類	厚さ	種類	厚さ	
POS S4S	(S-F1)	加硫ゴム	1.2 mm			西棟本館と吹上取合 吹上-吹抜屋上
	(S-F2)	塩ビ	1.5 mm			
	S-M1		mm			平場
	(S-M2)	塩ビ	1.5 mm			
S3S	S-M3		mm			
	S-F1		mm			
M4S	S-F2		mm			
	S-M1		mm			
	S-M2		mm			
POS1 S3S1 S4S1 M4S1	S-M3		mm			
	S1-F1		mm			
	S1-F2		mm			
P1S	S1-M1		mm			
	S1-M2		mm			
	S1-M3		mm			
	S-C1		mm			

◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

○建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=(36) m/s 地表面粗度区分(Ⅰ・Ⅱ・**Ⅲ**・Ⅳ)

◎絶縁用シートは、発泡ポリエチレンシートとする。

◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。

◎固定金具 メーカー仕様による

区分	(S(S1)-F1)	(S(S1)-F2)	S(S1)-M1	(S(S1)-M2)	S(S1)-M3	S-C1
下地処理	標仕9.4.4(1)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地に幅50mm絶縁用テープ張り					
平場接着法	接着剤塗布		固定金具		接着剤	
断熱材(断熱工法)	下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける		下地に断熱材を隙間無く数詰め固定する			
増張	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート張付けに先立ち200mm角程度の補強張り用シートを増し張り	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F1と同じ	S-F2と同じ	S-F2と同じ
	ルーフドレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部	シート張付けに先立ち次の処理をする ・ルーフドレン廻りは幅100mm程度の増張り用シートをドレンと下地に割り張り張付ける。 ・配管廻りは幅100mm程度の増張り用シートを下地面に20mm程度張掛け、張付ける。		S-F1と同じ		シート張付けに先立ち次の処理をする ・排水器具廻りは、幅200mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に割り張り、排水器具のつばには増張り用シートを100mm程度張り掛け、張り付ける。 ・配管廻りは、幅200mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に張り付け後幅80mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張り掛け、張り付ける。
重部	平場	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横40mm以上
	立上りと平場	150mm以上	40mm以上	150mm以上	40mm以上	40mm以上
部	接合部	接 着 剤		熱融着又は溶剤溶着		接着剤
	接合端部	テープ状シール又は接着剤		紐状又は液状シール	テープ状シール又は接着剤	
立上り・立下りの 末端部処理		端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。				ポリマーセメントモルタルを覆い被せる
仕上げ塗料		・非歩行用 (シルバーク2回塗り) ・軽歩行用				保護コンクリート

◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R2営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事

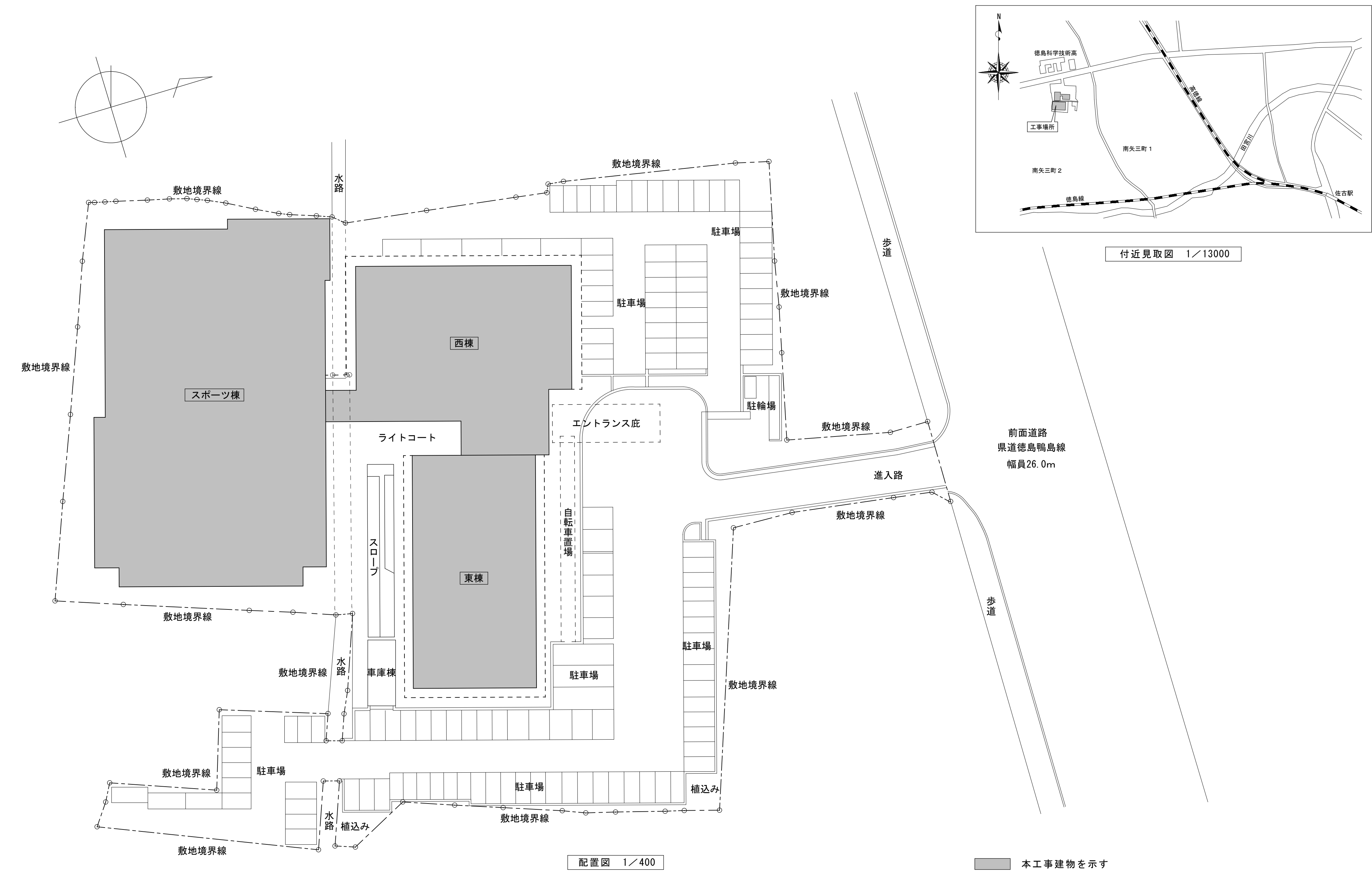
●図面番号
A-03

●図面名
特記仕様書(3)

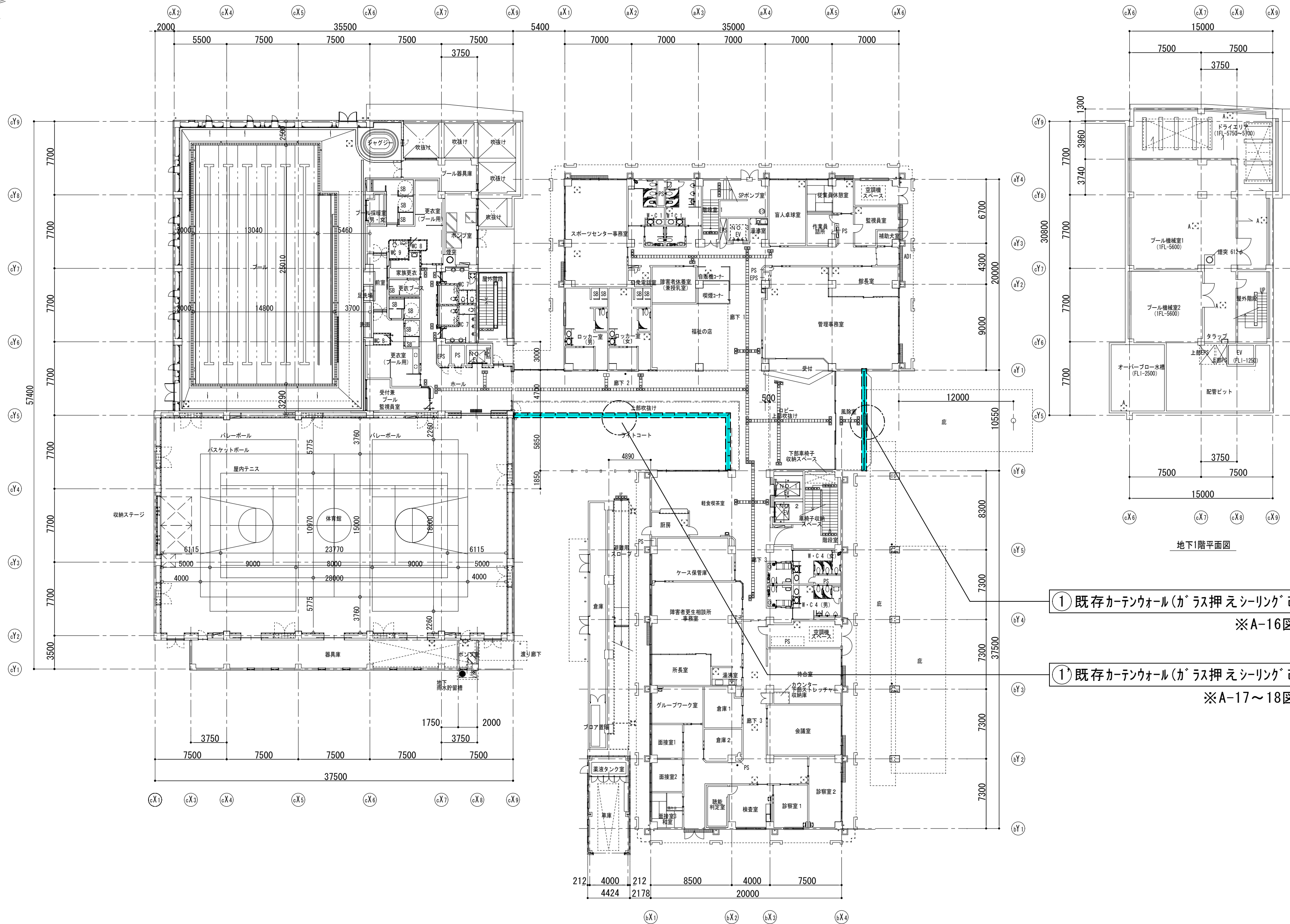
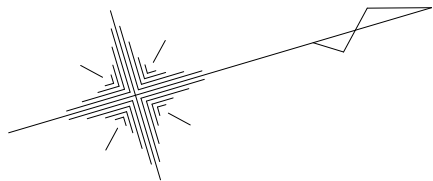
●図面番号
NON

(有)中川建築デザイン室
Nakagawa architectural design studio inc.
中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号
〒779-3115 徳島市国府町敷地3-1-1
TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																										
3章	6. 塗膜防水	◎工 法： L4X工法 種 別： X-1、X-2 ◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。 ◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗材等は主材料製造所の指定製品とする。 <table><tr><th>工 法</th><th>種 別</th><th>施 工 箇 所</th><th>仕 上 塗 料</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">TOX</td><td>X-1</td><td>平場</td><td>ウレタン樹脂</td><td></td></tr><tr><td>X-1</td><td>立上り</td><td>ウレタン樹脂</td><td>フラット屋上</td></tr><tr><td>X-2</td><td>立上り、バルコニー、架台等</td><td>ウレタン樹脂</td><td></td></tr></table> ◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。 ◎脱気装置の仕様：スチール製 床面設置用 ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上等を（行う ・行わない）。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ）を行う。 ◎種類及び施工箇所 <table><tr><th>記 号</th><th>材 質</th><th>既 存</th><th>施工箇所</th><th>改修工法</th><th>寸 法</th><th>接着試験</th></tr><tr><td>MS-2</td><td>変成シリコン</td><td>撤去</td><td>水切、バルコニー目地</td><td>再充填工法</td><td>20×10</td><td>簡易接着性</td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>笠木、ALC目地</td><td>〃</td><td>15×10</td><td>〃</td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>ALC目地</td><td>〃</td><td>10×10</td><td>〃</td></tr><tr><td>PS-2</td><td>ポリサルファイド系</td><td>撤去</td><td>バルコニー目地</td><td>再充填工法</td><td>10×10</td><td>簡易接着性</td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>伸縮目地</td><td>充填工法</td><td>25×15</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>SR-2</td><td>2成分シリコン系</td><td>撤去</td><td>ガラス押え</td><td>再充填工法</td><td>20×10</td><td>簡易接着性</td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>10×10</td><td>〃</td></tr></table>	工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考	TOX	X-1	平場	ウレタン樹脂		X-1	立上り	ウレタン樹脂	フラット屋上	X-2	立上り、バルコニー、架台等	ウレタン樹脂		記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験	MS-2	変成シリコン	撤去	水切、バルコニー目地	再充填工法	20×10	簡易接着性	〃	〃	〃	笠木、ALC目地	〃	15×10	〃	〃	〃	〃	ALC目地	〃	10×10	〃	PS-2	ポリサルファイド系	撤去	バルコニー目地	再充填工法	10×10	簡易接着性	〃	〃	〃	伸縮目地	充填工法	25×15	〃								SR-2	2成分シリコン系	撤去	ガラス押え	再充填工法	20×10	簡易接着性	〃	〃	〃	〃	〃	10×10	〃	4章	1. 屋根床改修の施工数量及び調査方法 ◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。（設計変更単価は、県単価で行う） ◎施工に先立って、施工数量調査を行う。 ◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者（製造所等）に依頼すること。 ◎モルタル塗り仕上げ <table><tr><th>工 法</th><th>ひび割れ部</th><th>欠 損 部</th><th>浮 き 部</th><th>目 地 部</th></tr><tr><td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法</td><td></td><td></td><td>注入量： 25ml/本 注入口： 12個/㎡ ピン本数 一般： 13本/㎡ 指定： 20本/㎡</td><td></td></tr></table>	工 法	ひび割れ部	欠 損 部	浮 き 部	目 地 部	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法			注入量： 25ml/本 注入口： 12個/㎡ ピン本数 一般： 13本/㎡ 指定： 20本/㎡				
	工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考																																																																																													
	TOX	X-1	平場	ウレタン樹脂																																																																																														
		X-1	立上り	ウレタン樹脂	フラット屋上																																																																																													
X-2		立上り、バルコニー、架台等	ウレタン樹脂																																																																																															
記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験																																																																																												
MS-2	変成シリコン	撤去	水切、バルコニー目地	再充填工法	20×10	簡易接着性																																																																																												
〃	〃	〃	笠木、ALC目地	〃	15×10	〃																																																																																												
〃	〃	〃	ALC目地	〃	10×10	〃																																																																																												
PS-2	ポリサルファイド系	撤去	バルコニー目地	再充填工法	10×10	簡易接着性																																																																																												
〃	〃	〃	伸縮目地	充填工法	25×15	〃																																																																																												
SR-2	2成分シリコン系	撤去	ガラス押え	再充填工法	20×10	簡易接着性																																																																																												
〃	〃	〃	〃	〃	10×10	〃																																																																																												
工 法	ひび割れ部	欠 損 部	浮 き 部	目 地 部																																																																																														
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法			注入量： 25ml/本 注入口： 12個/㎡ ピン本数 一般： 13本/㎡ 指定： 20本/㎡																																																																																															
	7. シーリング		5章	1. 一般事項 ◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 ◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。 天井改修 改標仕6.4.2参照 <table><tr><th colspan="2">撤 去 区 分</th><th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th></tr><tr><td colspan="2">天井下地を含む全面</td><td rowspan="3">既存のまま</td></tr><tr><td colspan="2">ボード面まで</td></tr><tr><td colspan="2">ボード面を残し仕上げのみ</td></tr></table> ・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。 ・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。	撤 去 区 分		既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面		既存のまま	ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ																																																																																					
撤 去 区 分		既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																																
天井下地を含む全面		既存のまま																																																																																																
ボード面まで																																																																																																		
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																																		
	8. とい		2. 撤去並びに下地補修																																																																																															
	9. 防水保証	◎といの材質（ステンレス） ◎防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎たてどい受金物の取付けは図示する。 ◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。	3. せっこうボードその他 ボード及び合板張り																																																																																															
			徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-04	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.																																																																																											
					●図面名 特記仕様書(4)	●縮尺 NON	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01002号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312																																																																																											

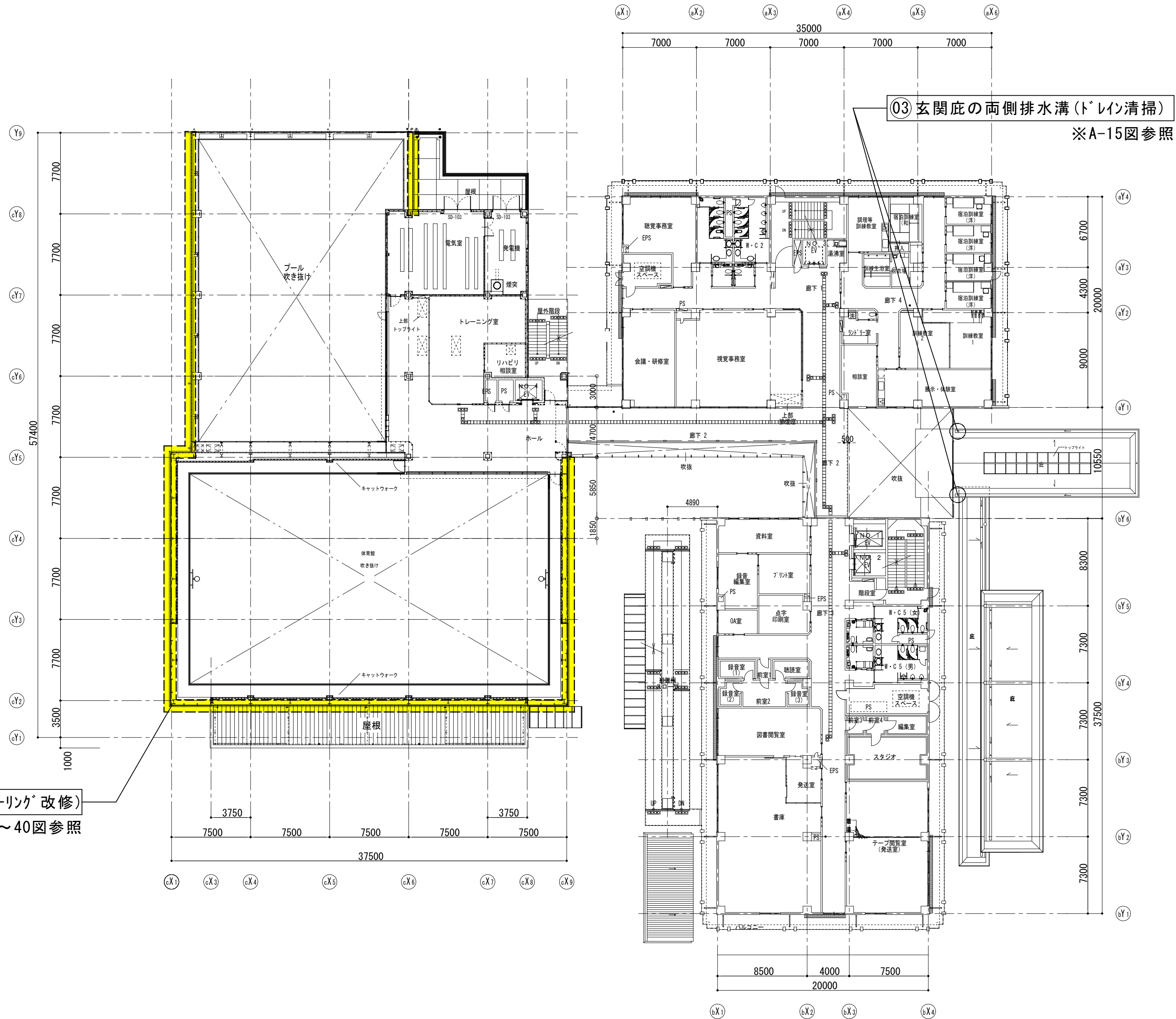
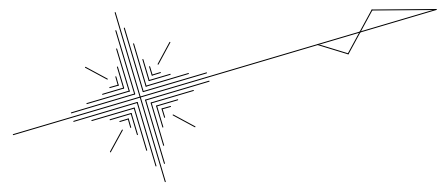


	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-05	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 配置図、付近見取図	●縮尺 1/400、1/13000	



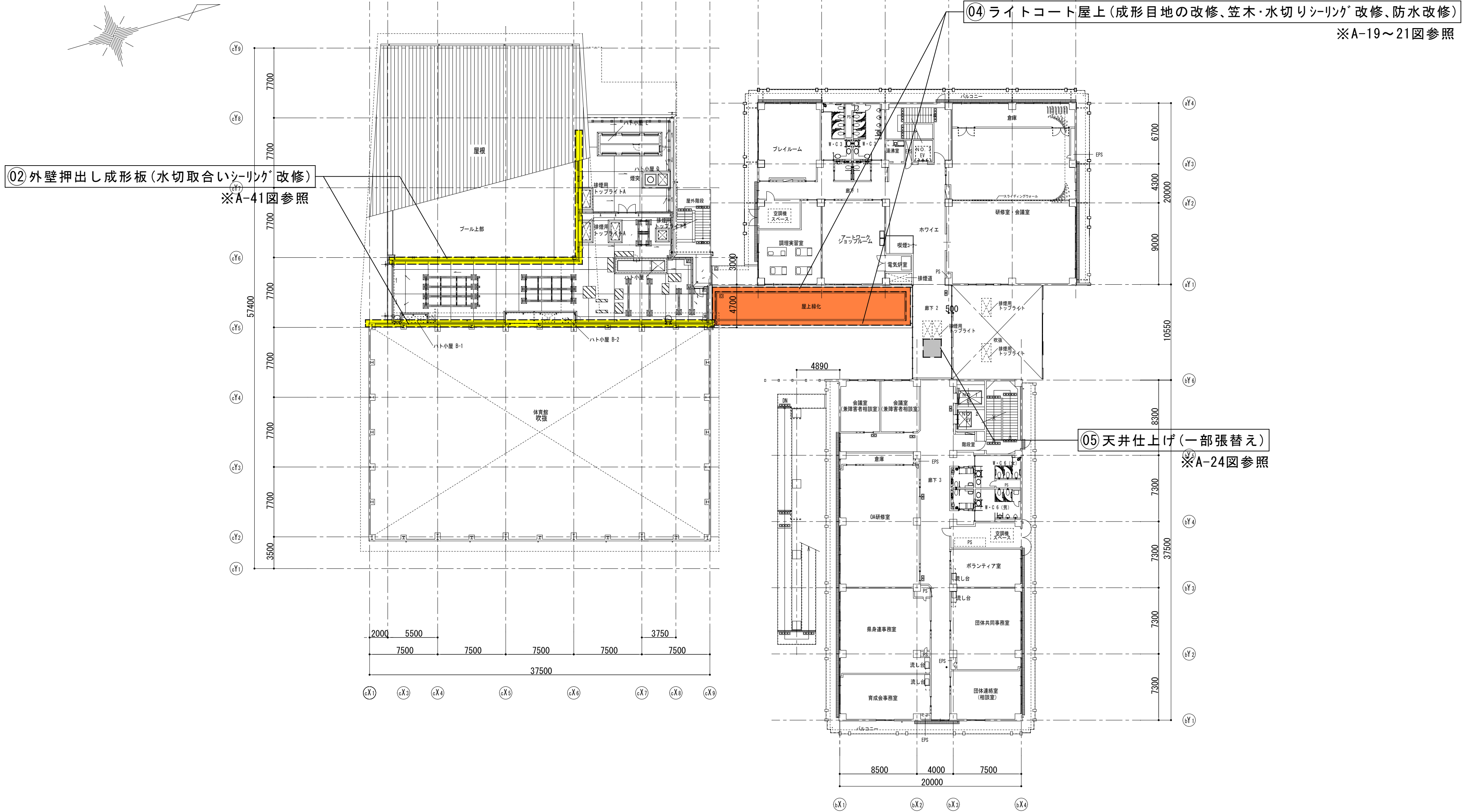
1 階平面図 1／300
(改修概要)

		●工事名 R 2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-06	(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01002号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	徳島県県土整備部営繕課	●図面名 1 階平面図	●縮尺 1／300	



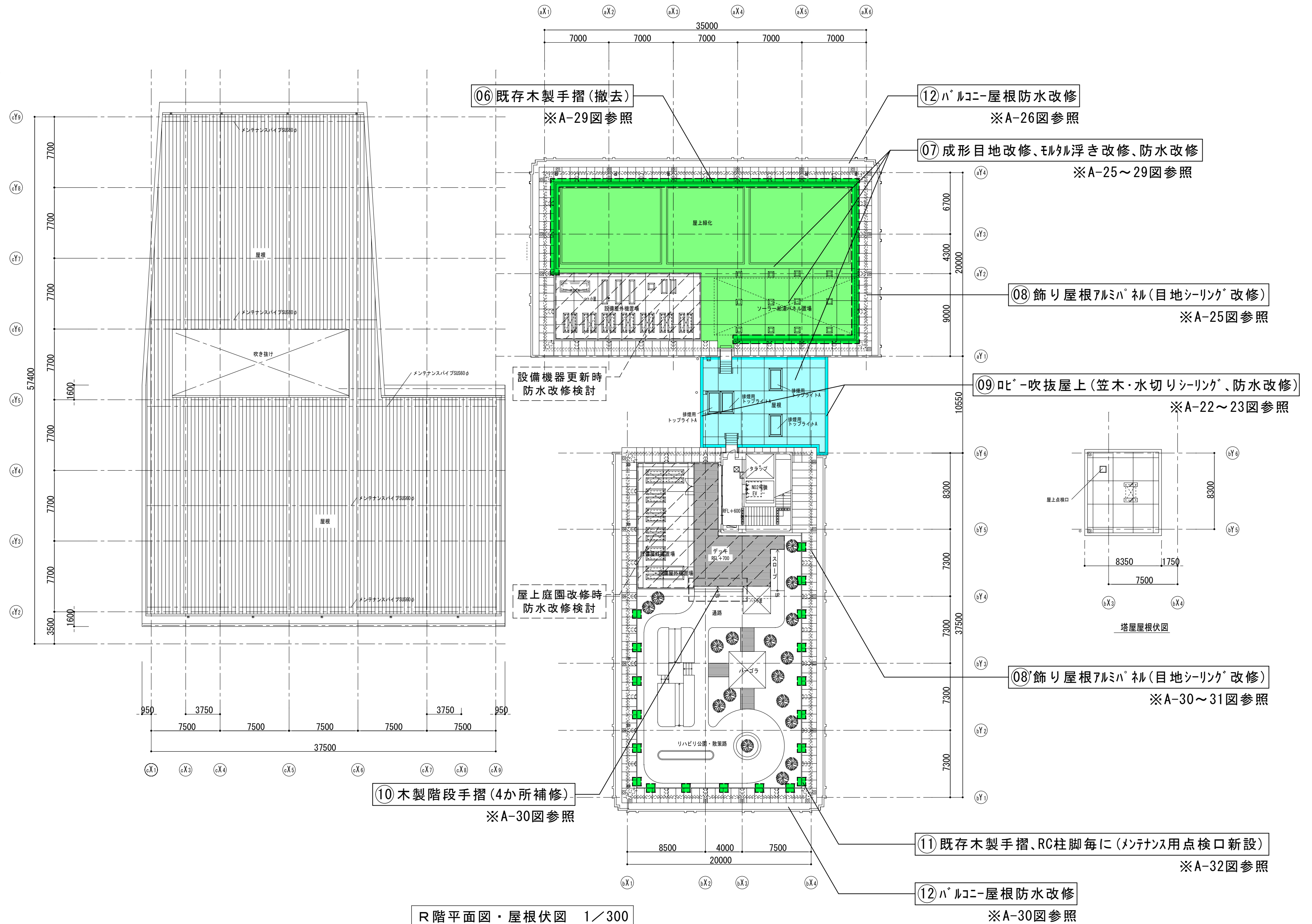
2 階平面図 1/300
(改修概要)

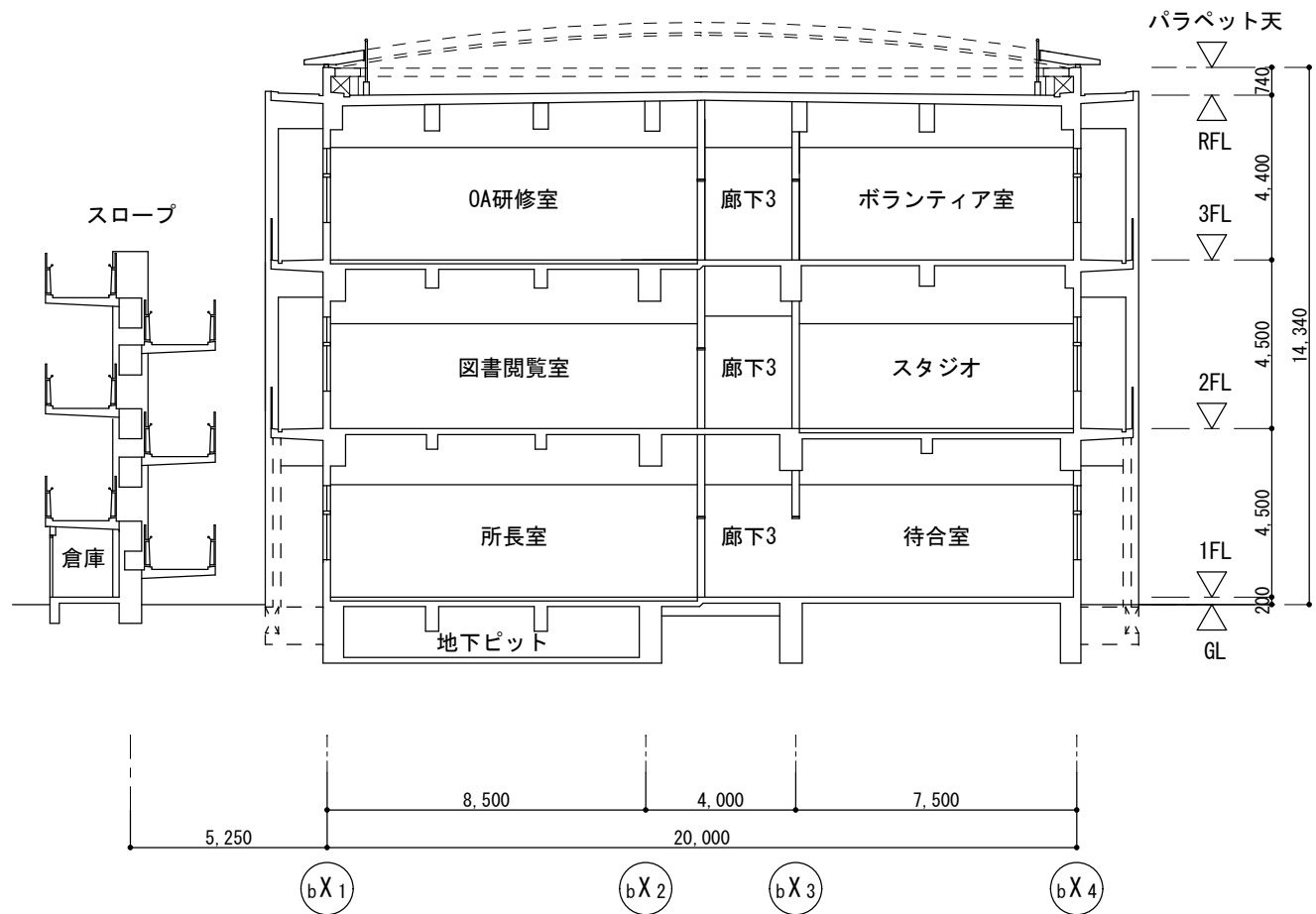
	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-07	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01002号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 2 階平面図	●縮尺 1/300	



3 階平面図 1／300
(改修概要)

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-08	(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 3 階平面図	●縮尺 1／300	

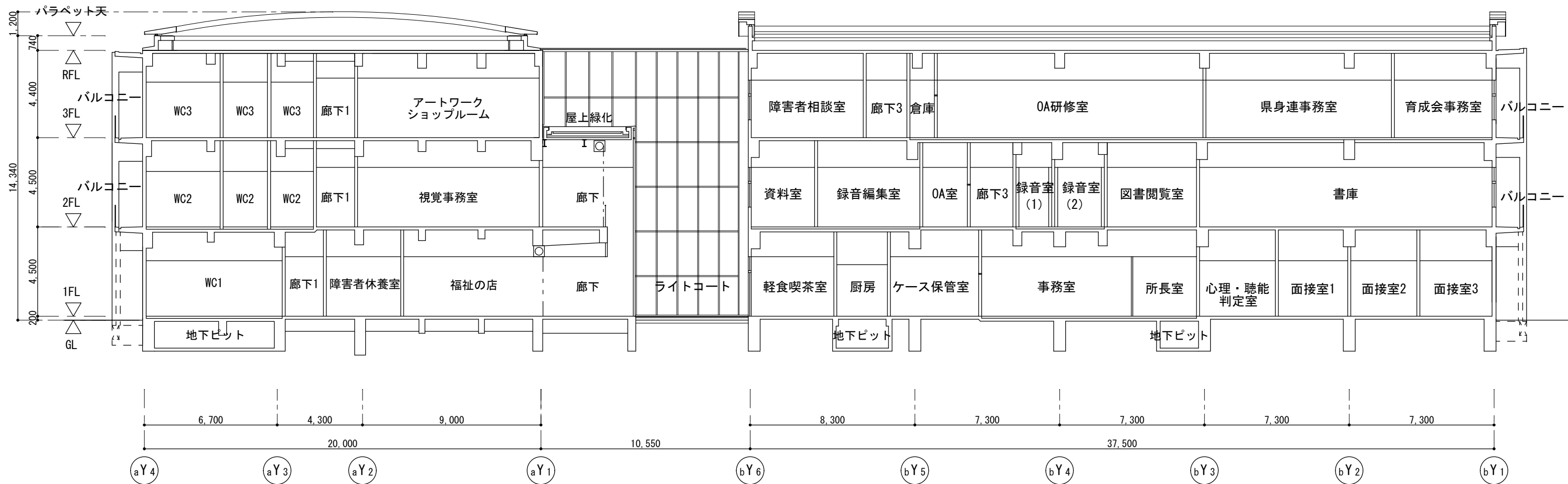
[illegible]



東棟

A-A 断面図 1/200

(現況)

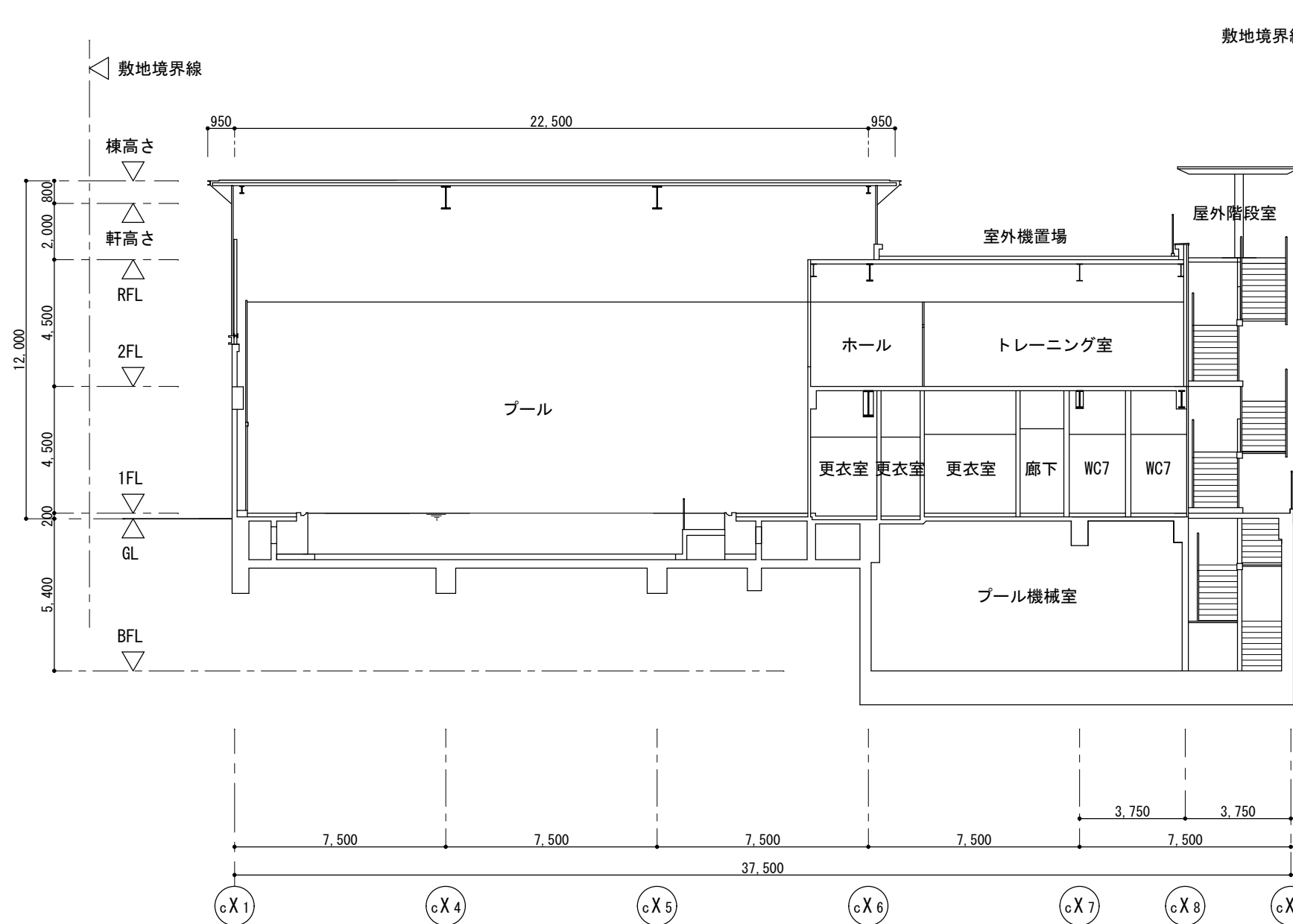


東棟

B-B 断面図 1/200

(現況)

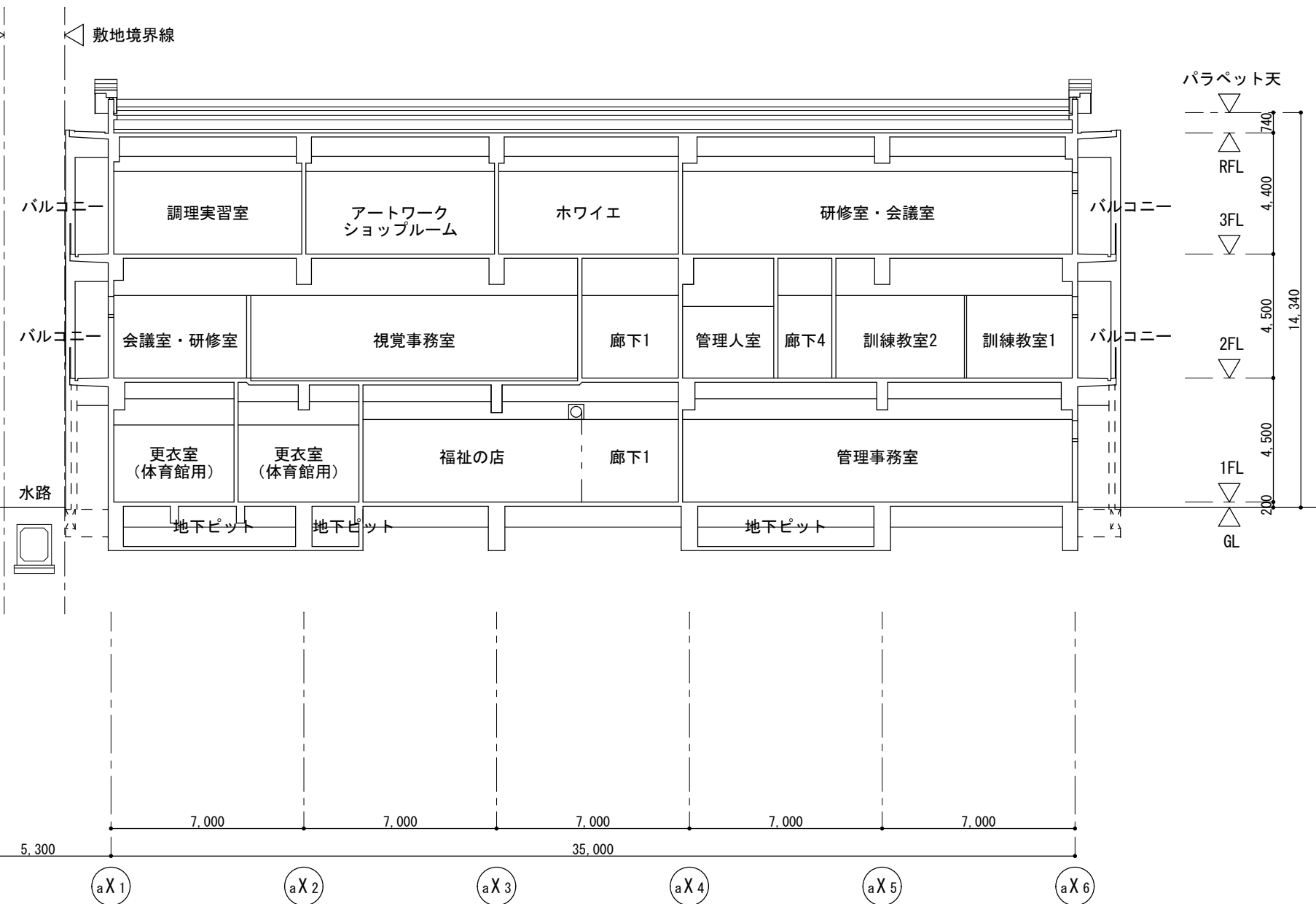
西棟



スポーツ棟

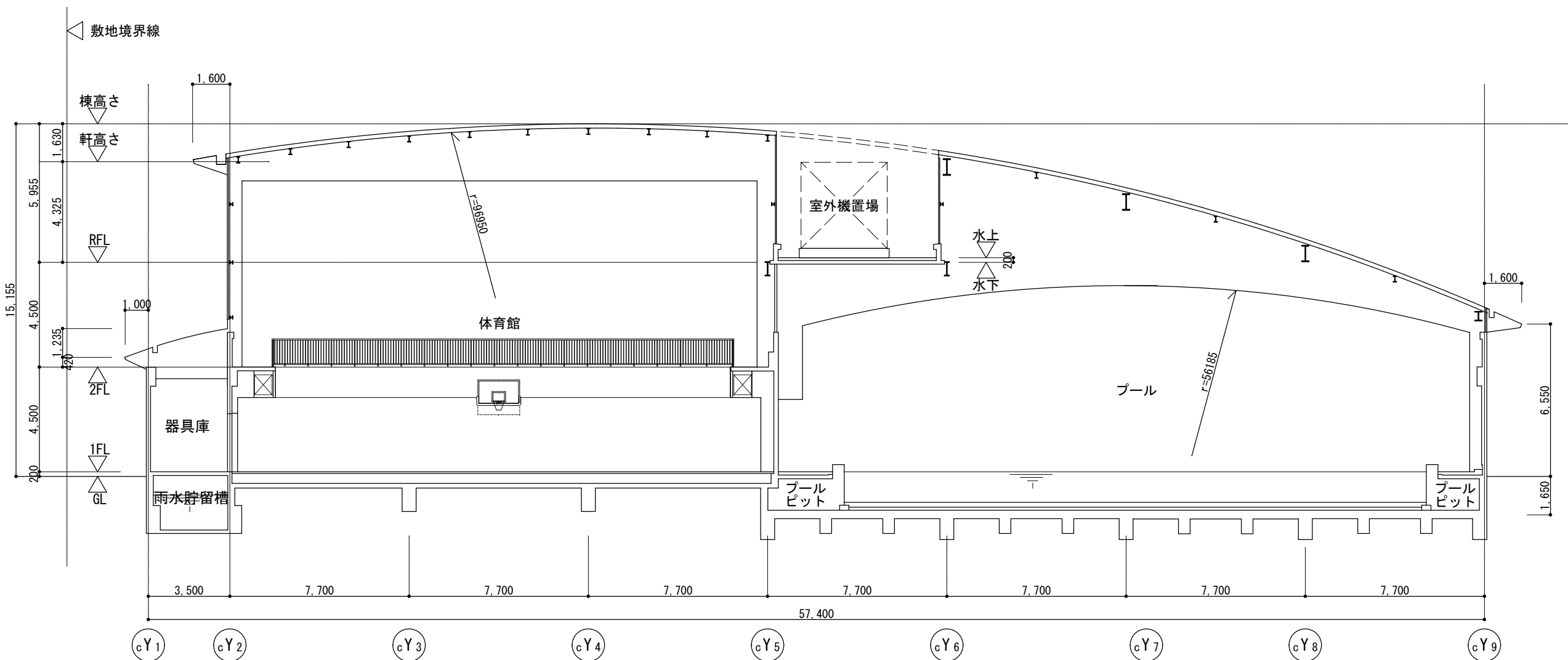
D-D断面図 1/200

(現況)

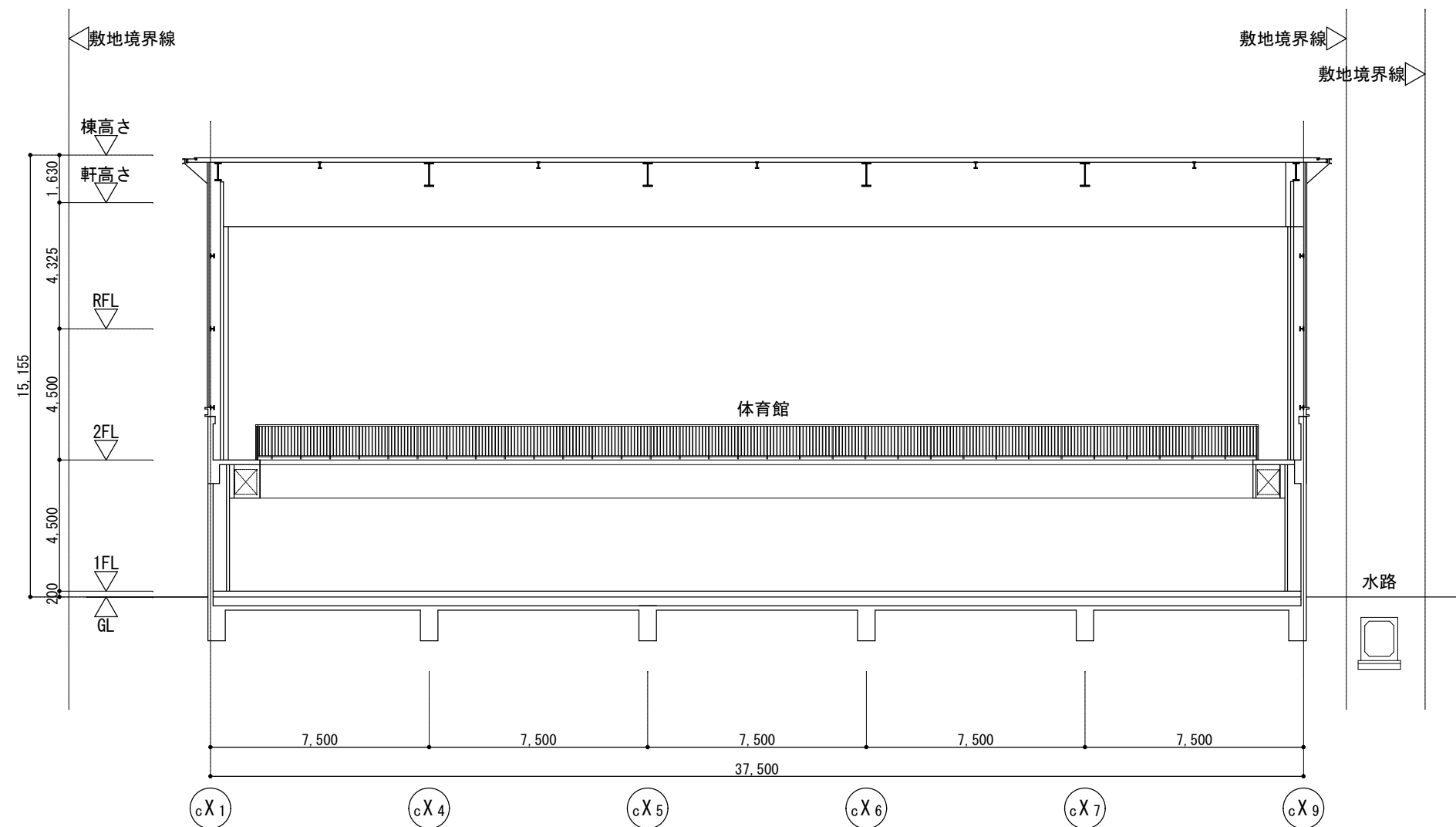


西棟

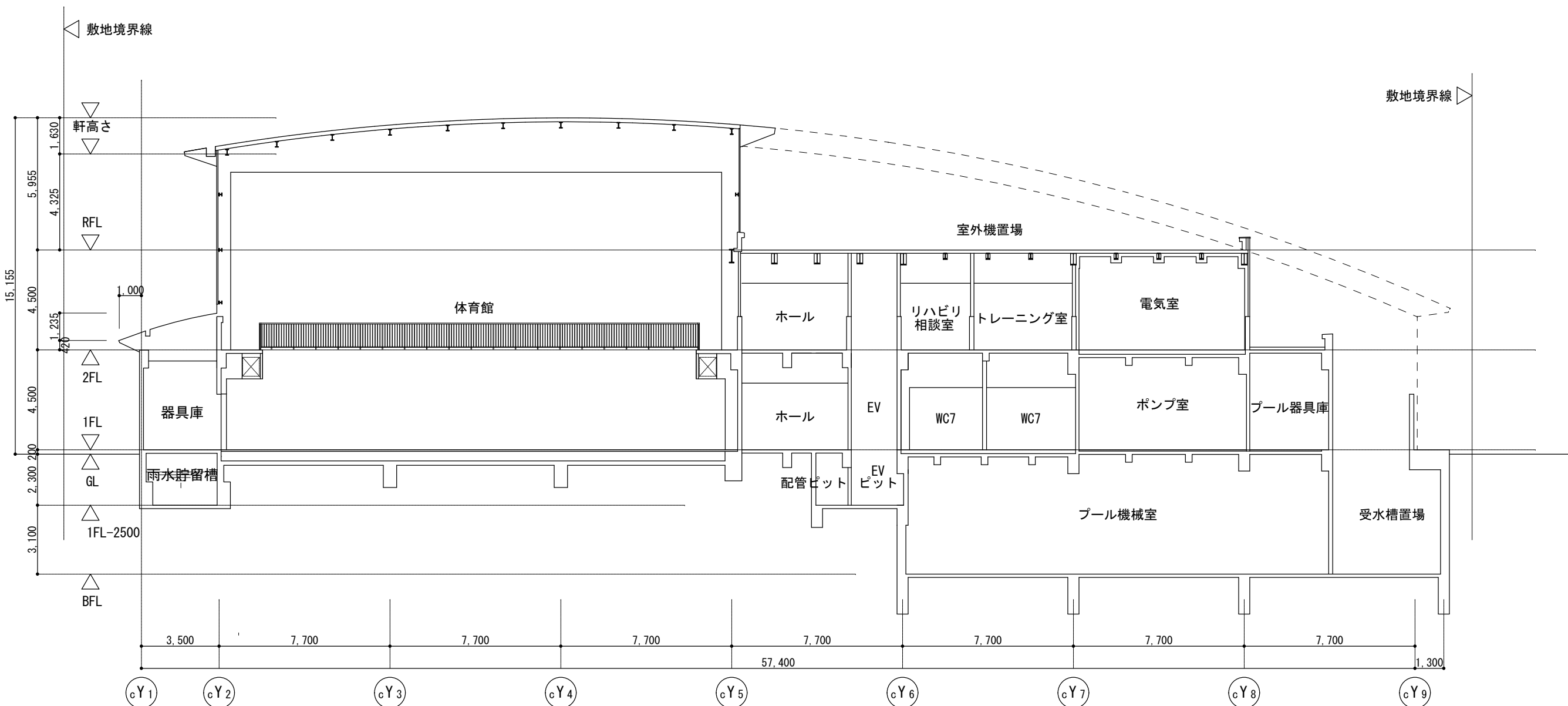
	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-10	(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 断面図 1	●縮尺 1/200	



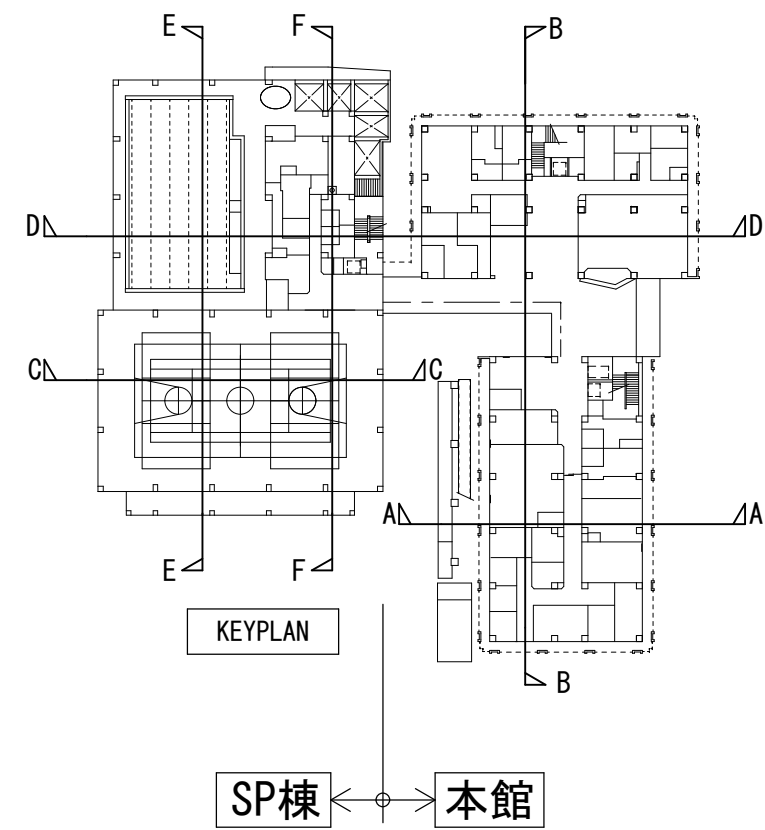
スポーツ棟
E-E 断面図 1/200
(現況)



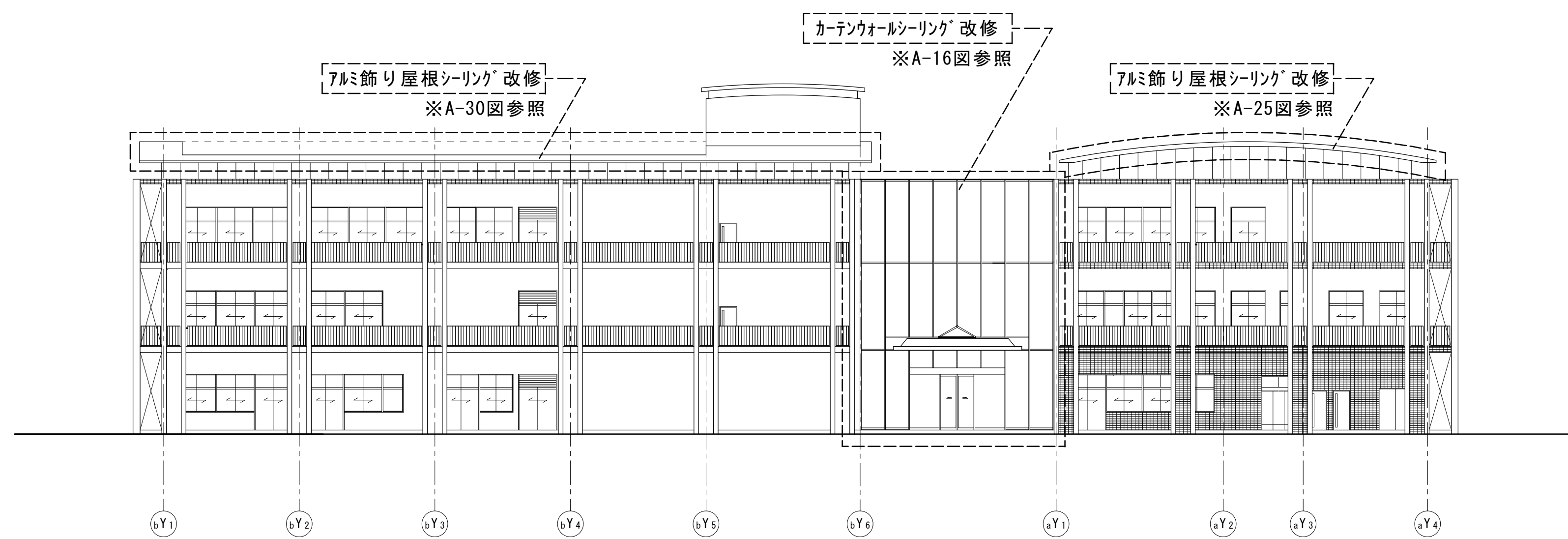
スポーツ棟
C-C 断面図 1/200
(現況)



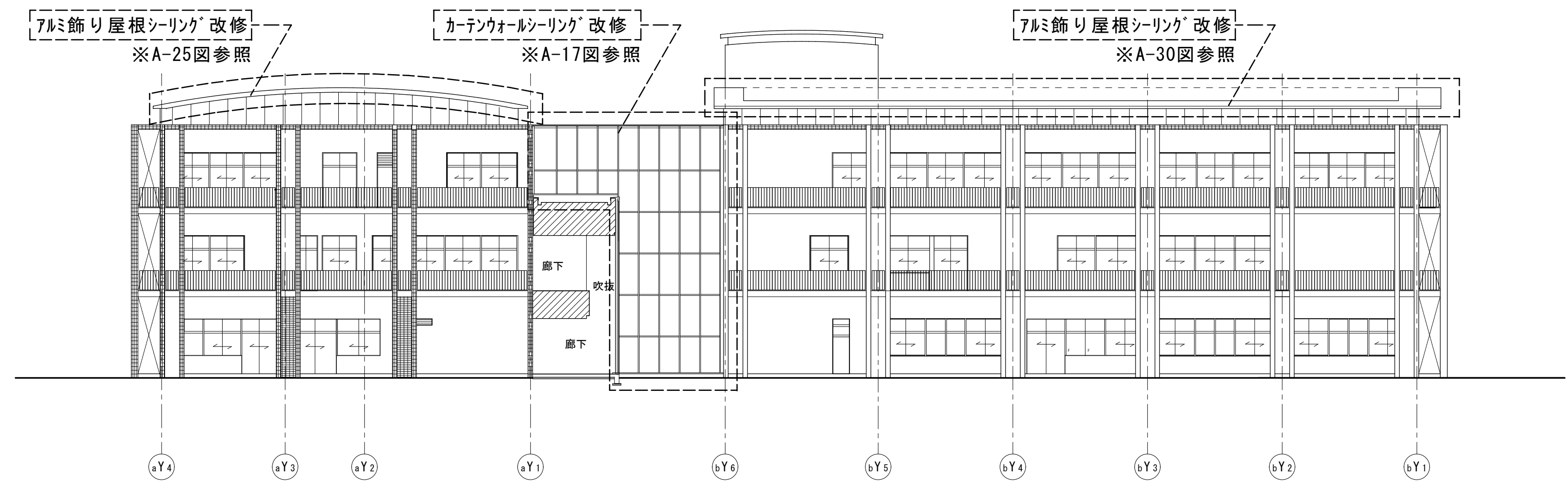
スポーツ棟
F-F 断面図 1/200
(現況)



	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-11	(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01002号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 断面図 2	●縮尺 1/200	

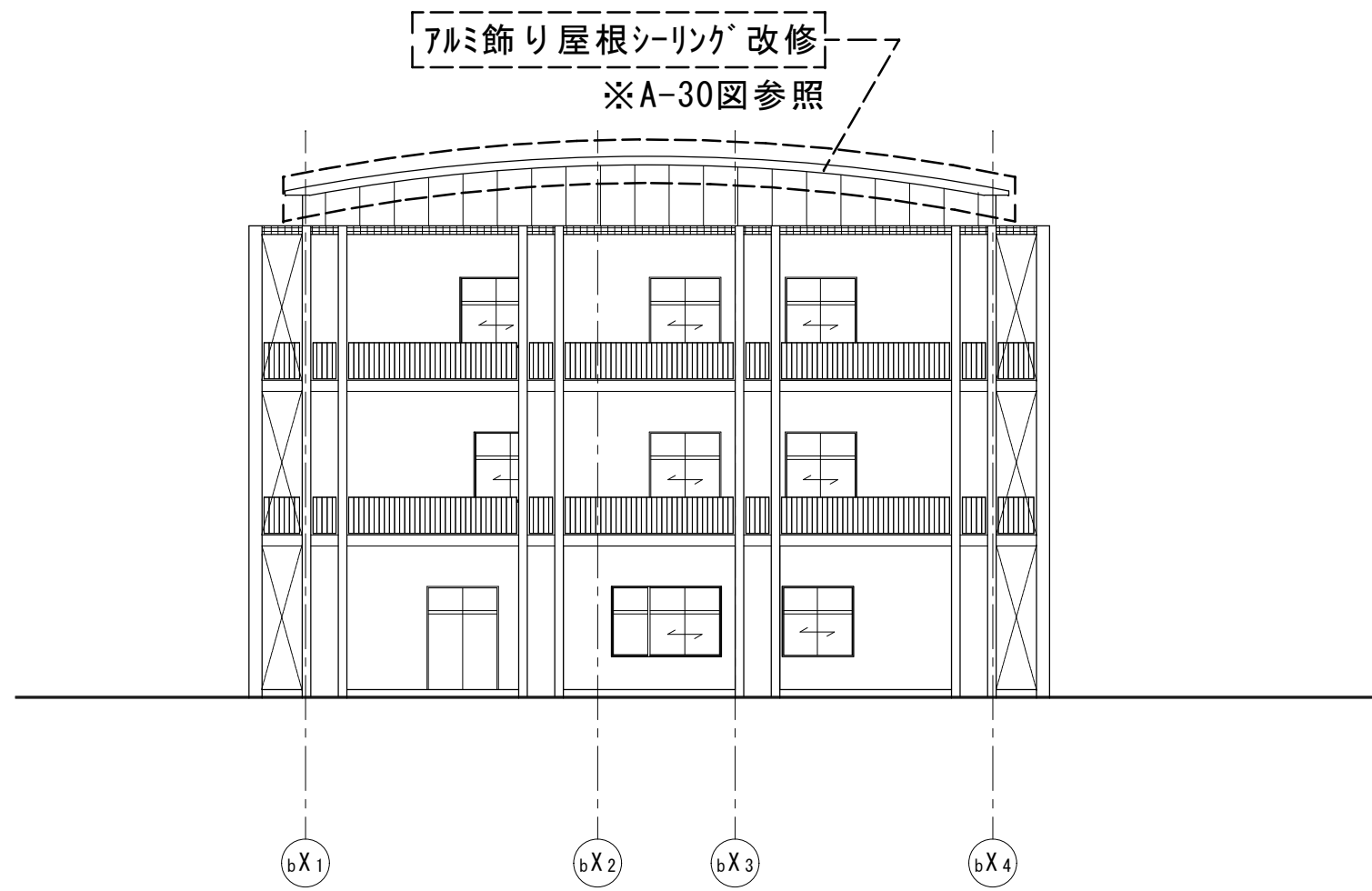


東～西棟 北面立面図 1/200
(改修概要)

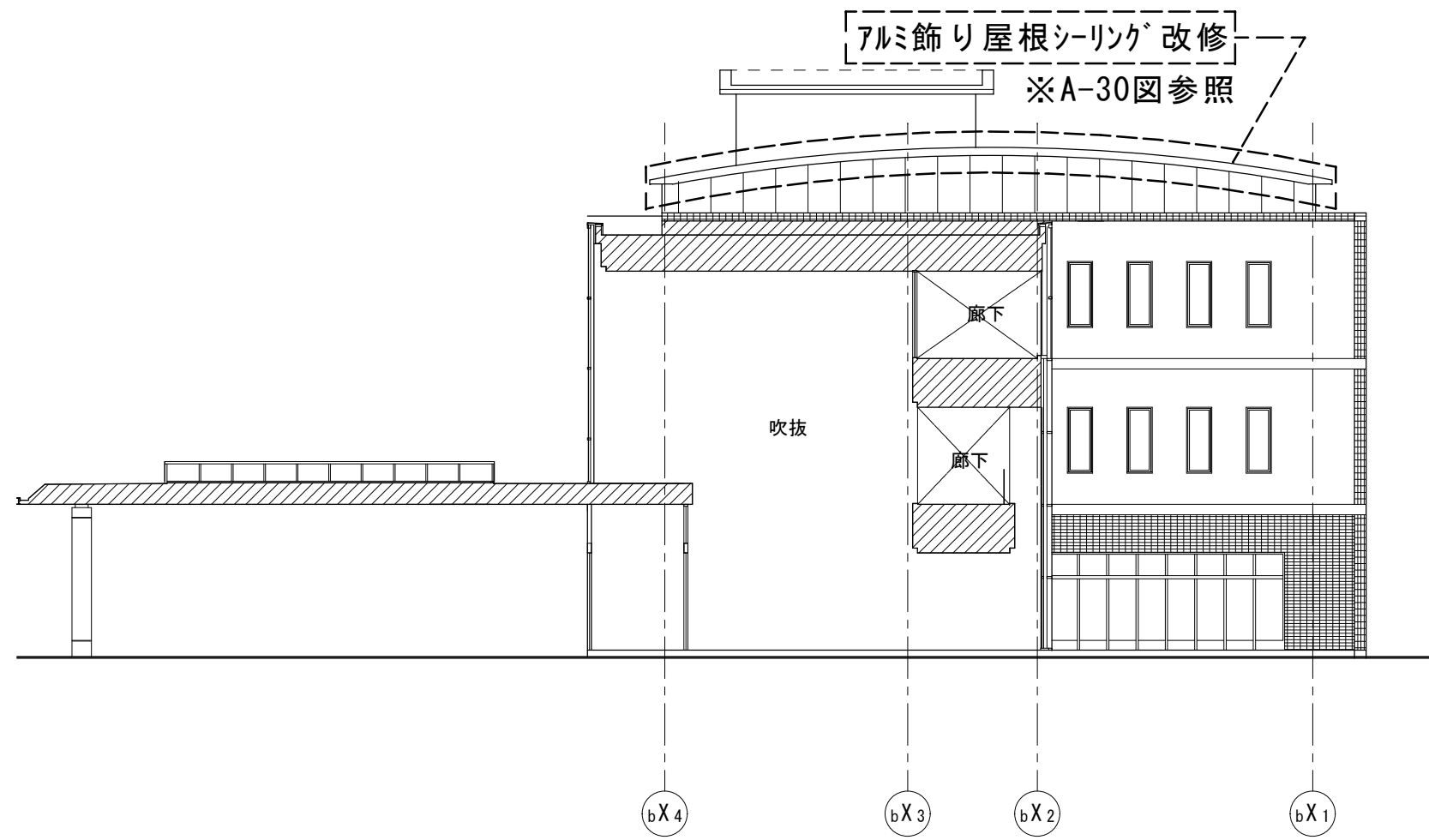


東～西棟 南面立面図 1/200
(改修概要)

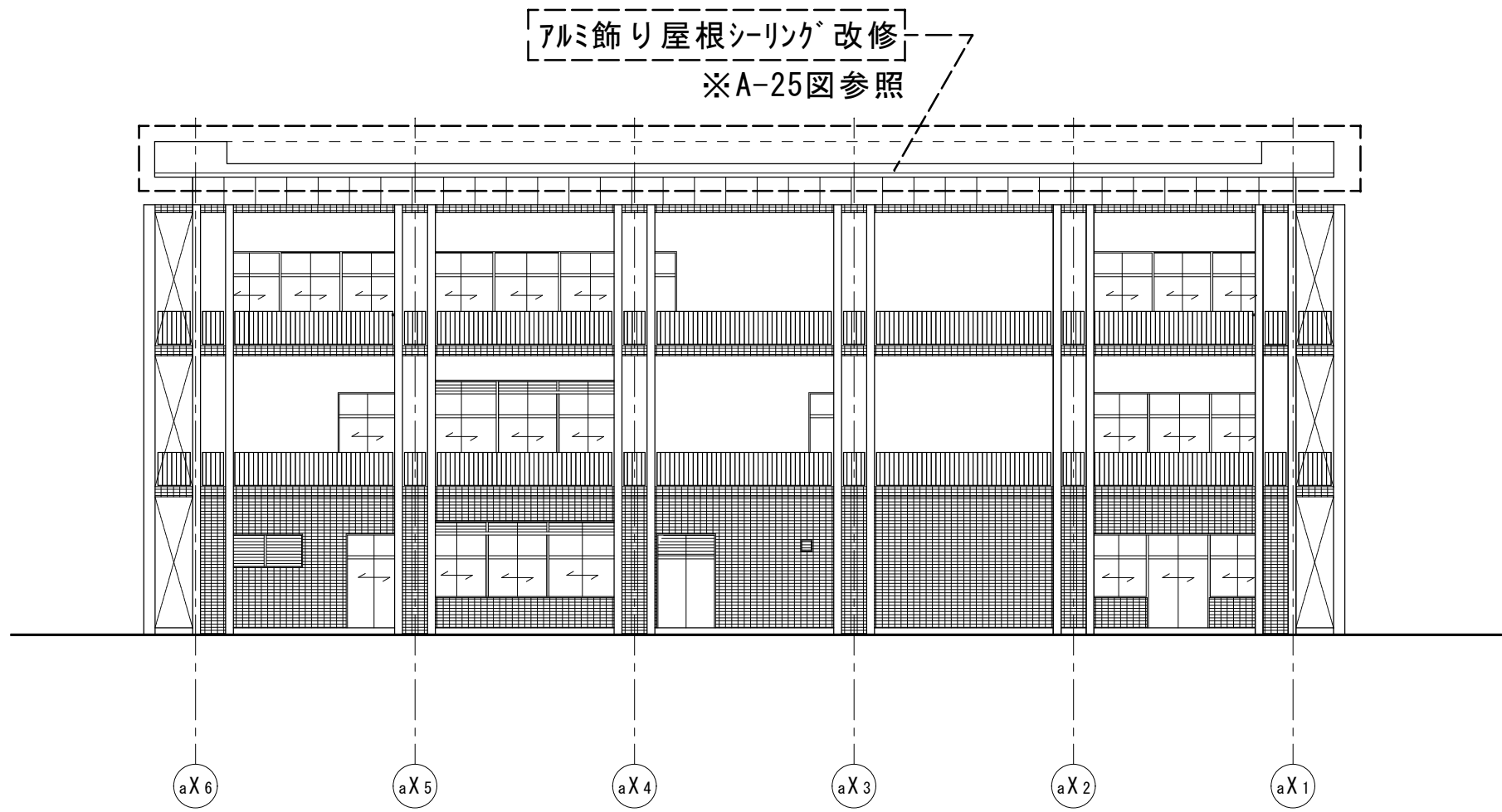
	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-12	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 立面図 1	●縮尺 1/200	



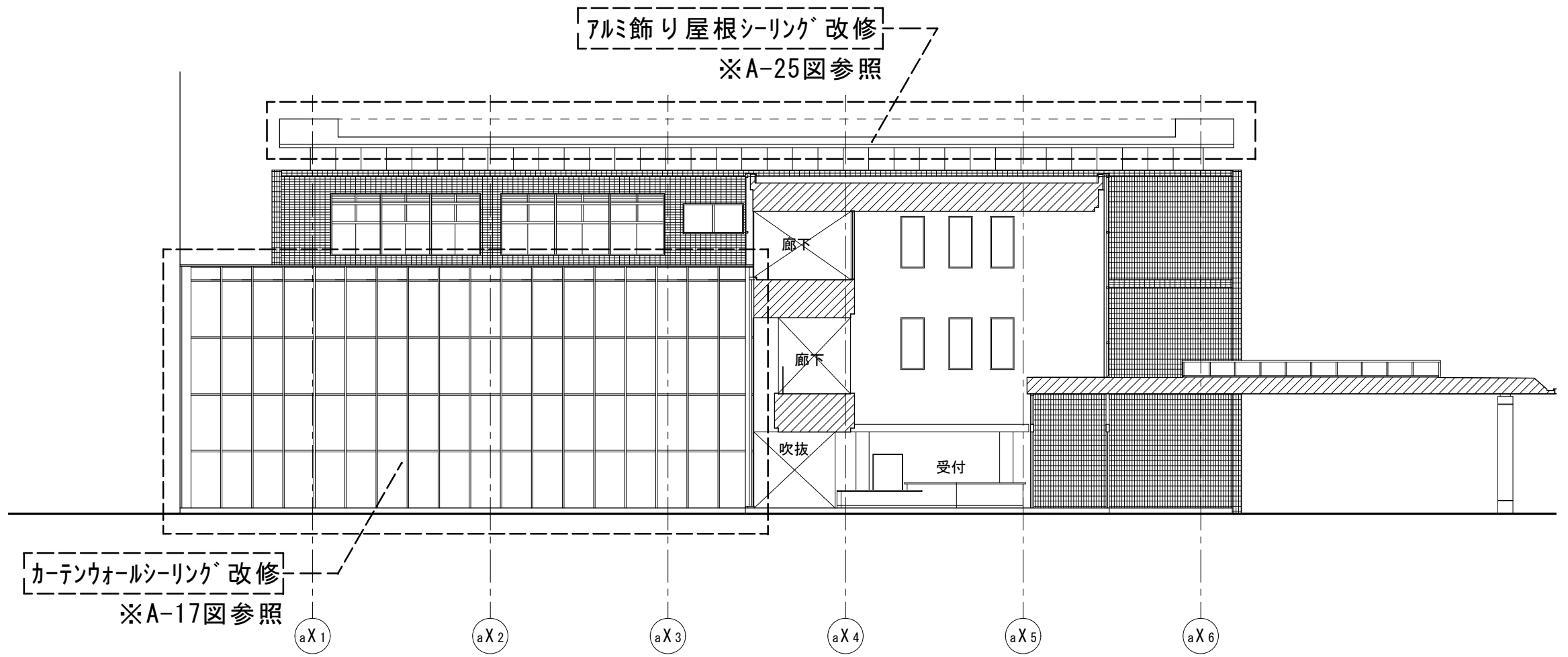
東棟 東面立面図 1/200
(改修概要)



東棟 西面立面図 1/200
(改修概要)

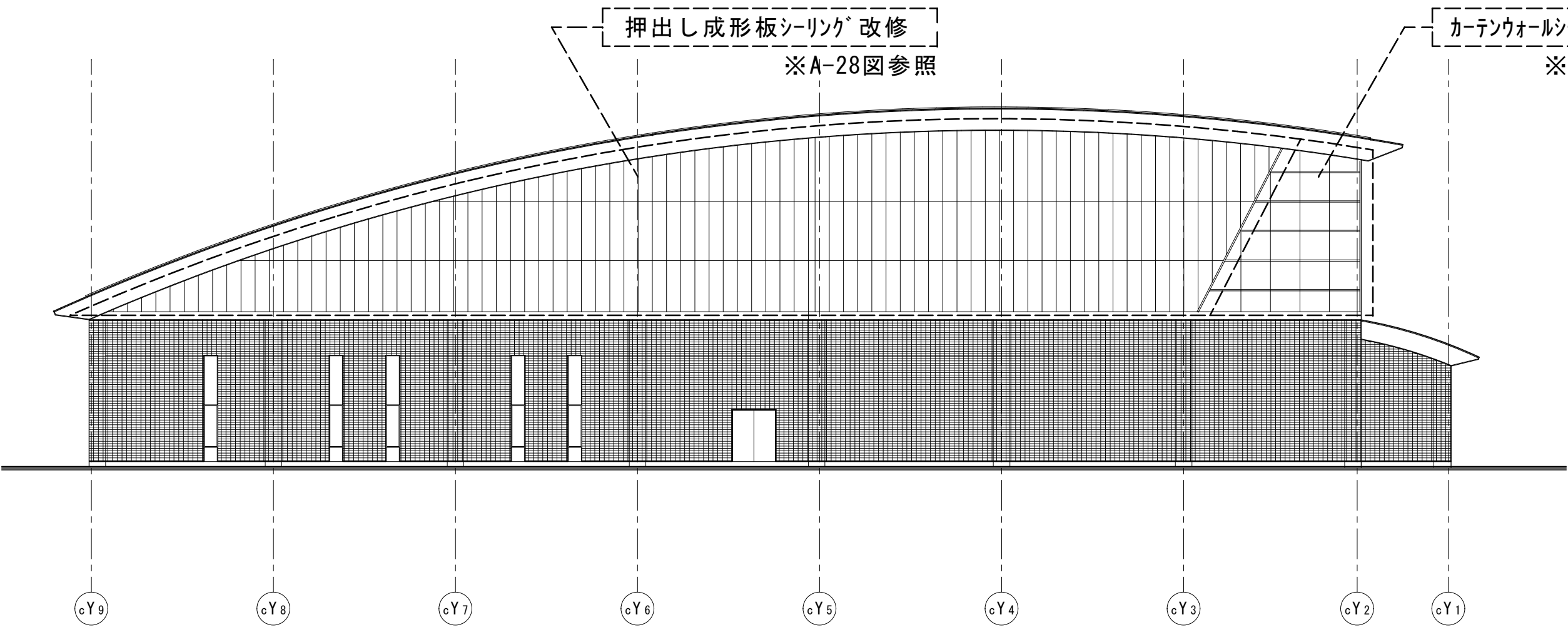


西棟 西面立面図 1/200
(改修概要)

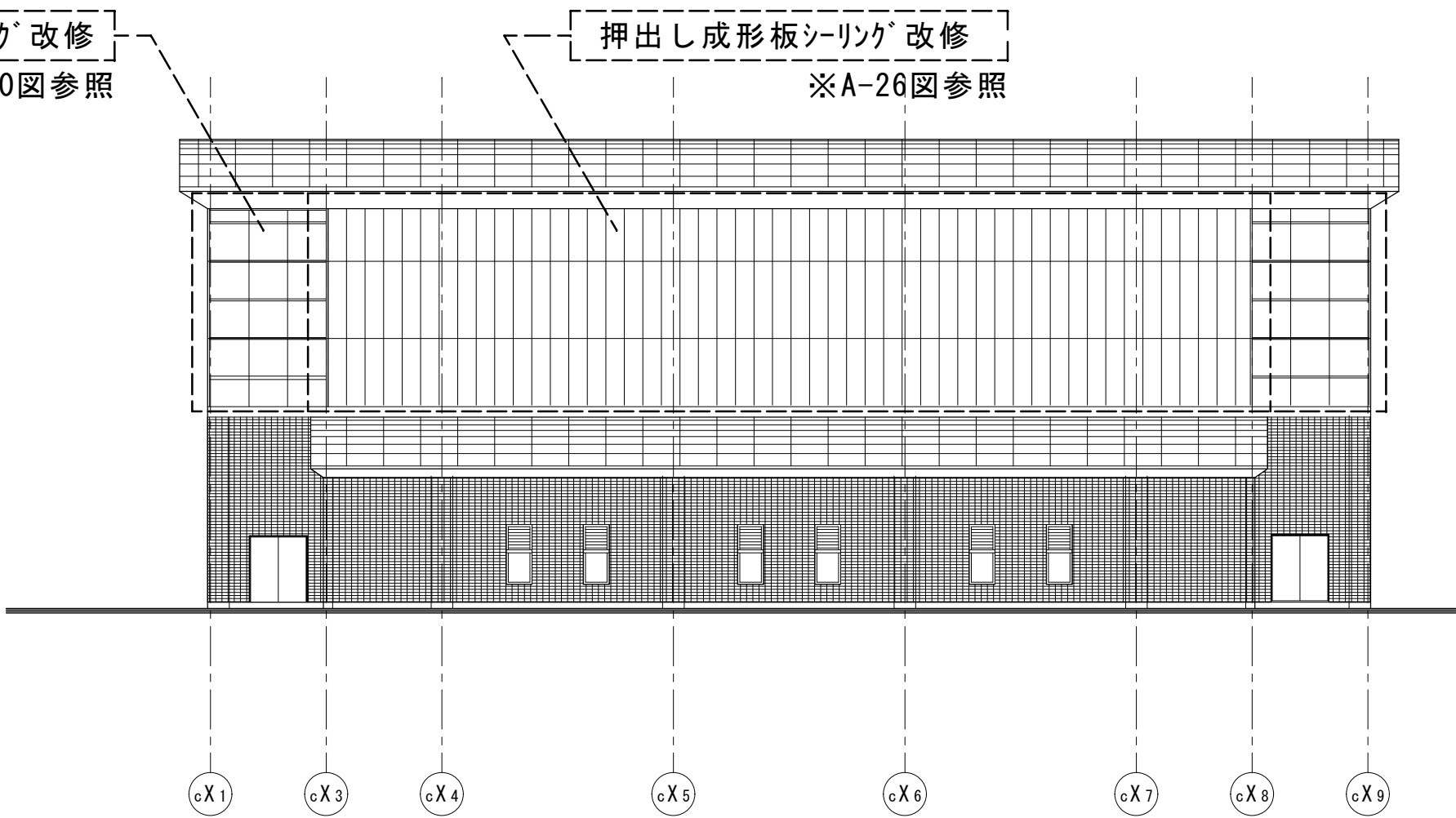


西棟 東面立面図 1/200
(改修概要)

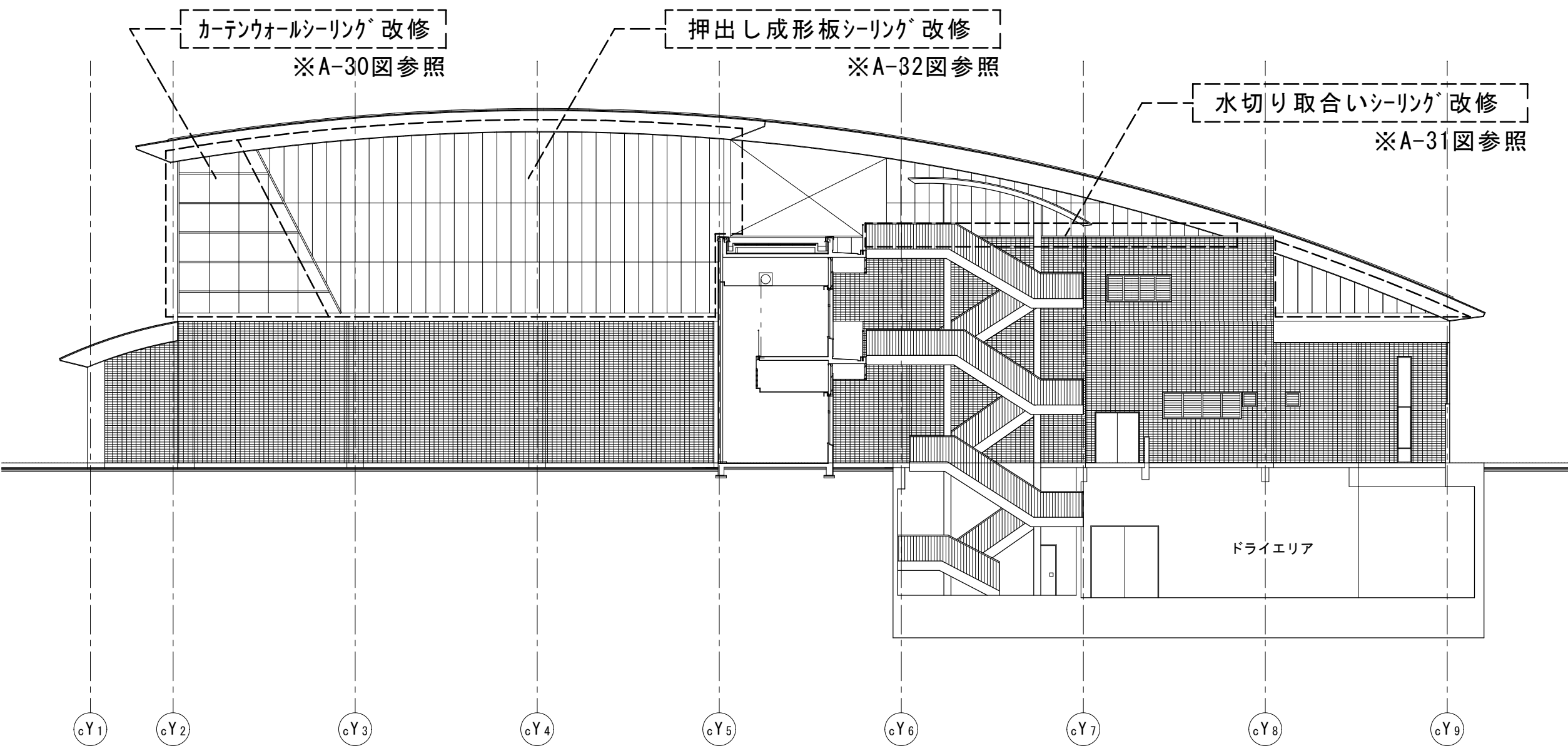
	徳島県国土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-13	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 立面図 2	●縮尺 1/200	



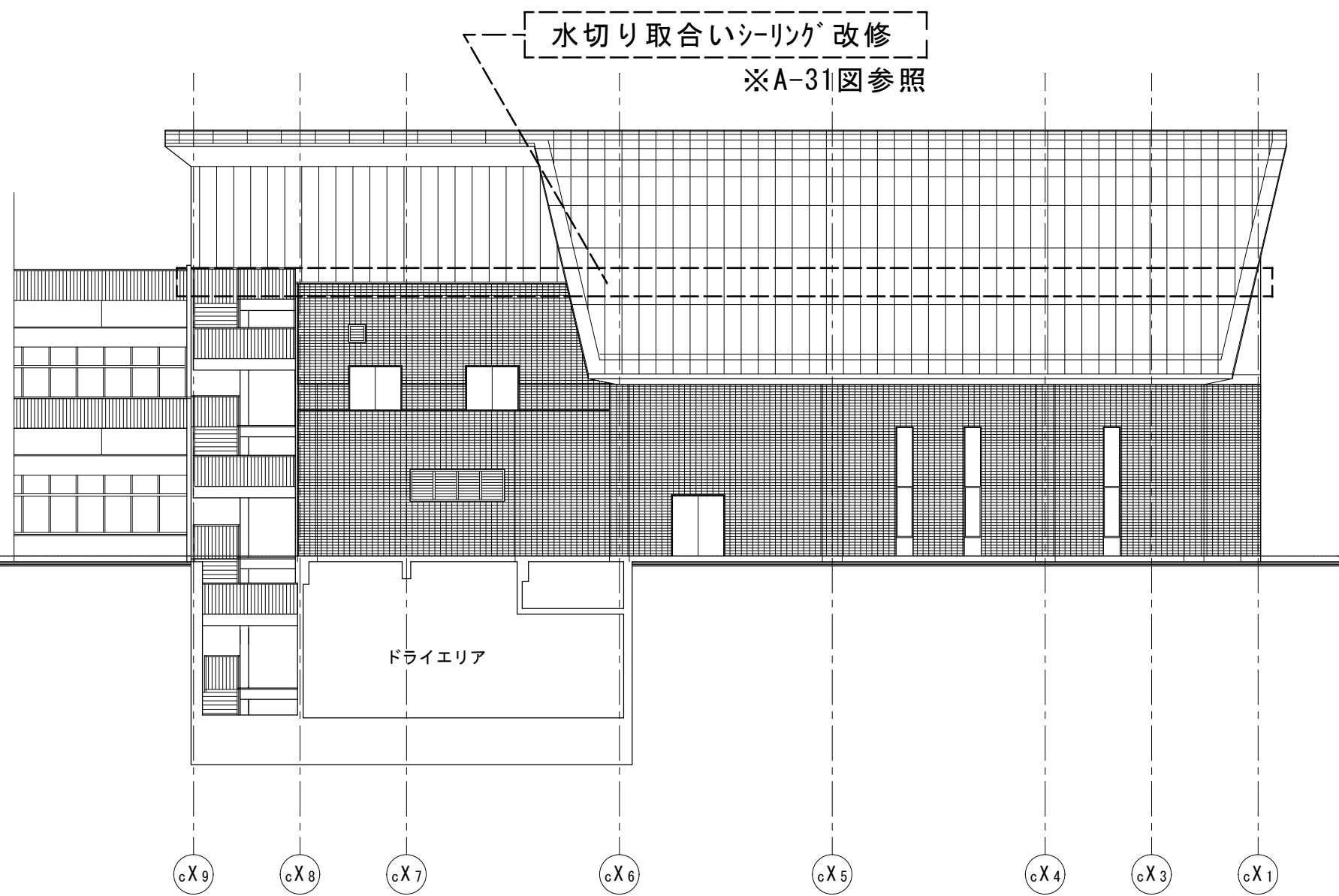
SP棟 南面立面図 1/200
(改修概要)



SP棟 東面立面図 1/200
(改修概要)

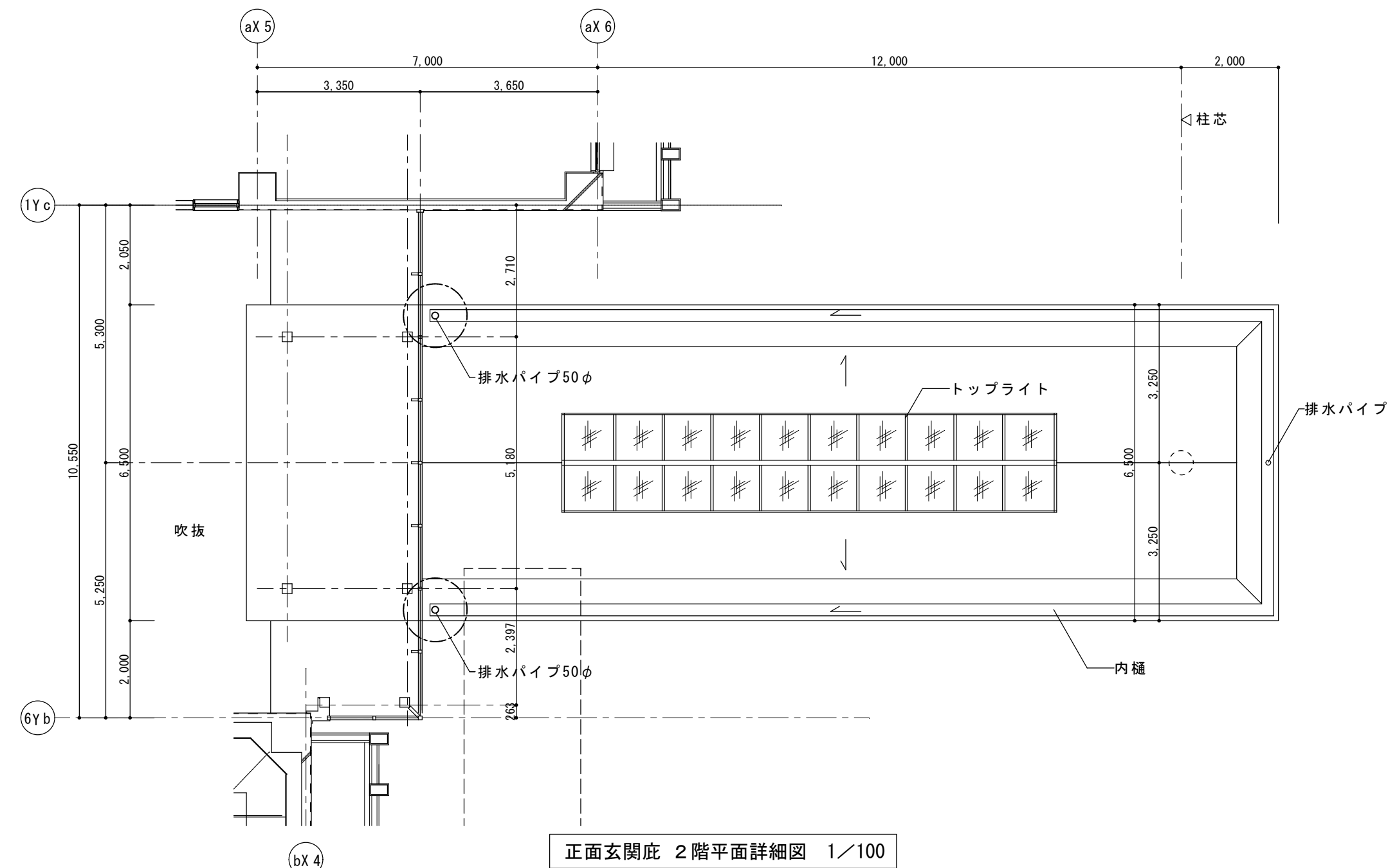


SP棟 北面立面図 1/200
(改修概要)

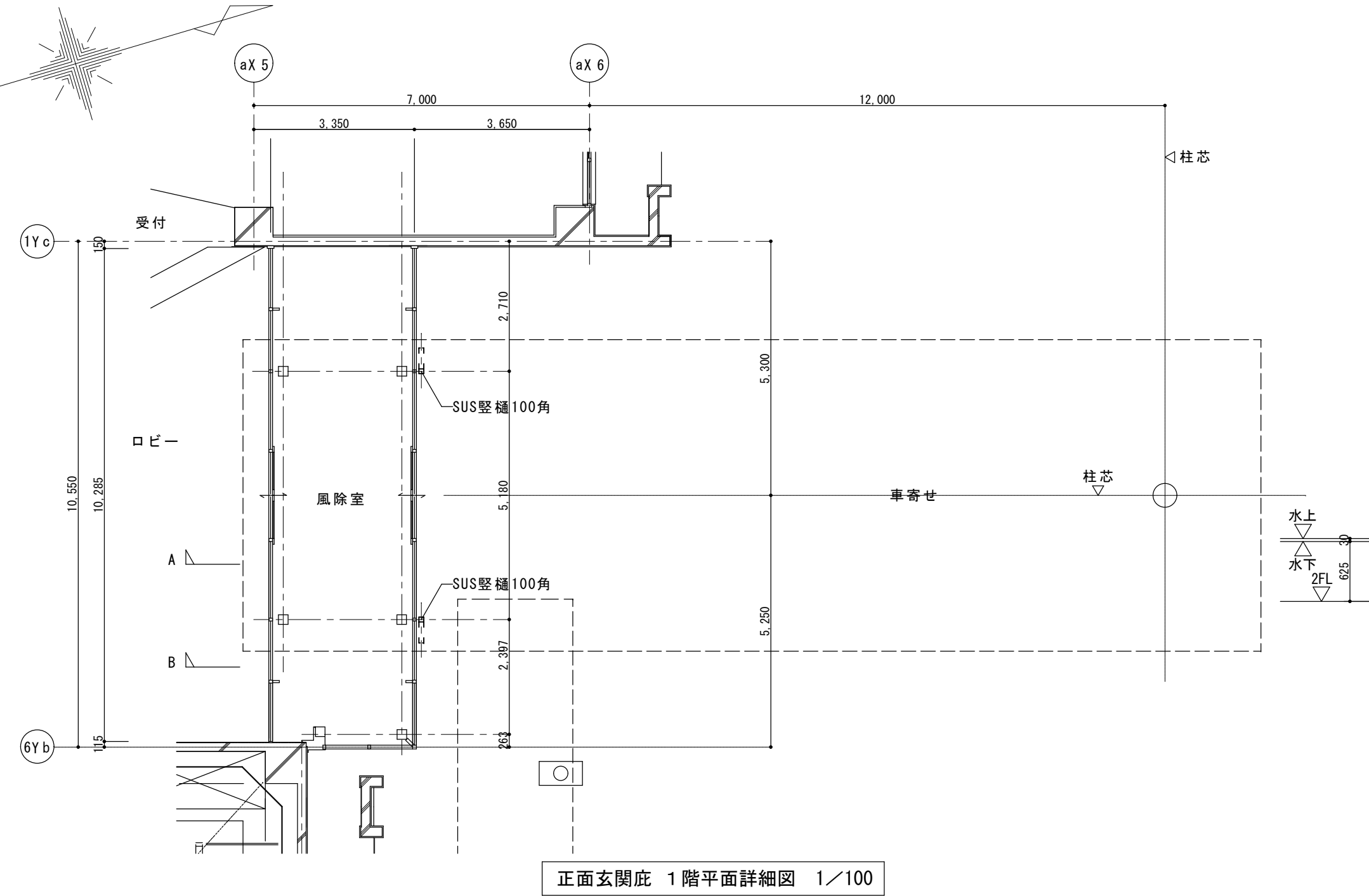


SP棟 西面立面図 1/200
(改修概要)

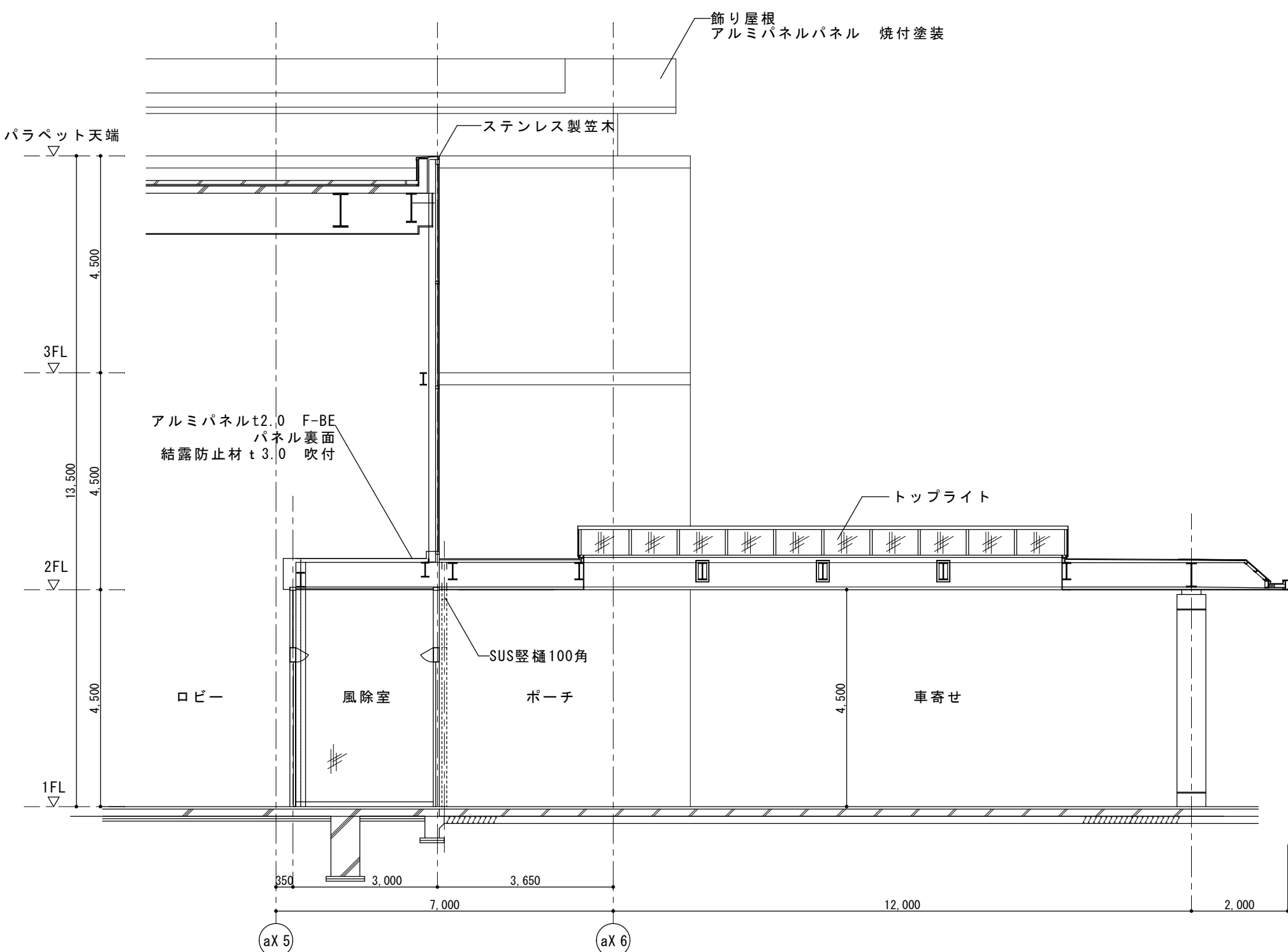
	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-14	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01002号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 立面図 3	●縮尺 1/200	



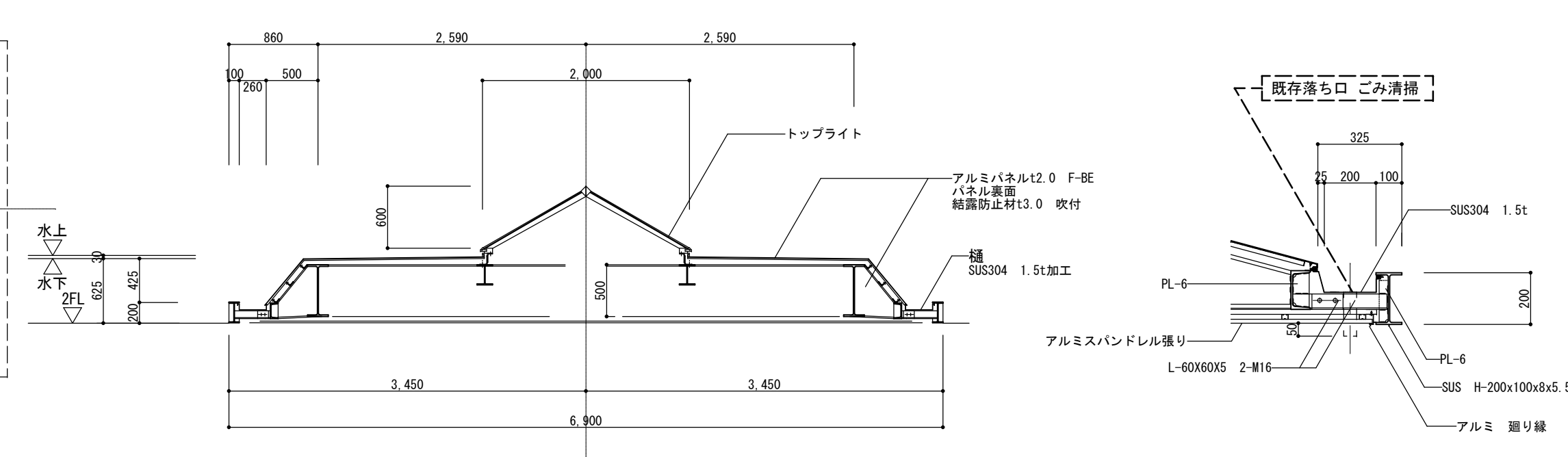
正面玄関庇 2階平面詳細図 1/100



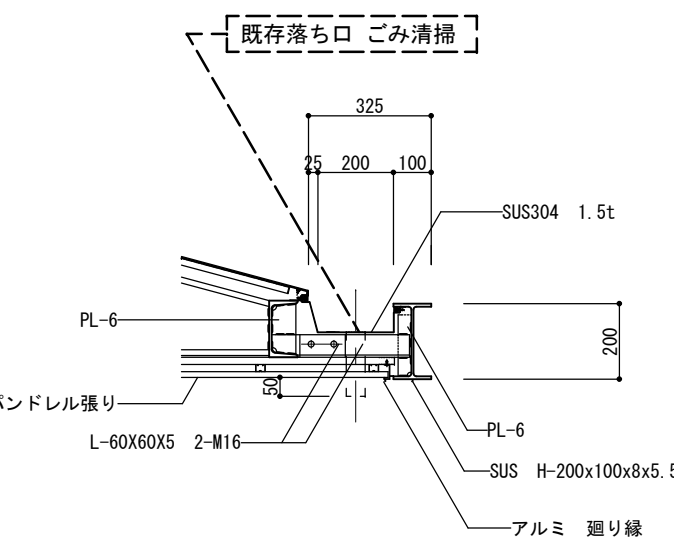
正面玄関庇 1階平面詳細図 1/100



正面玄関庇 断面詳細図 1/100

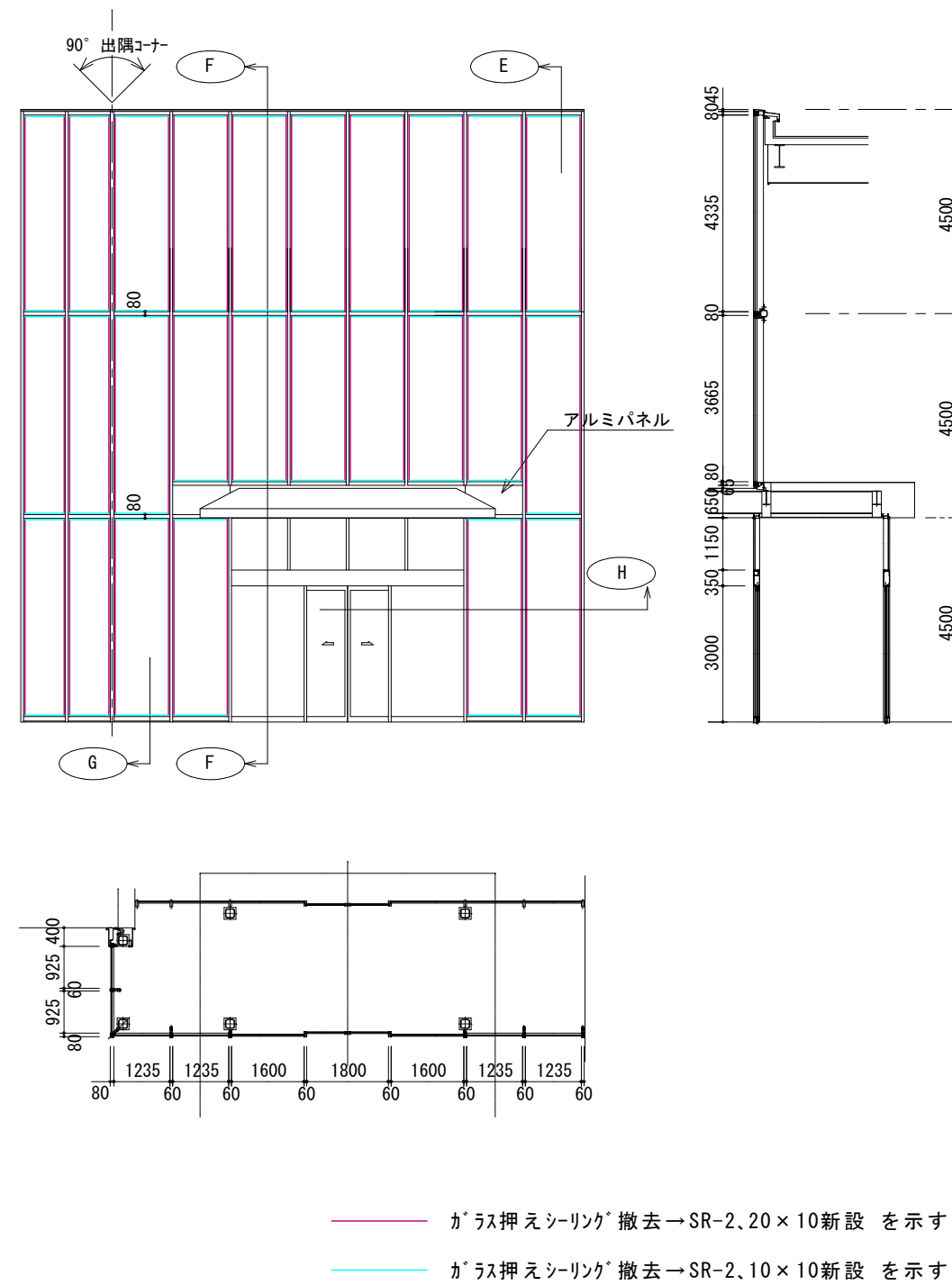


庇(1)断面詳細図 1/50

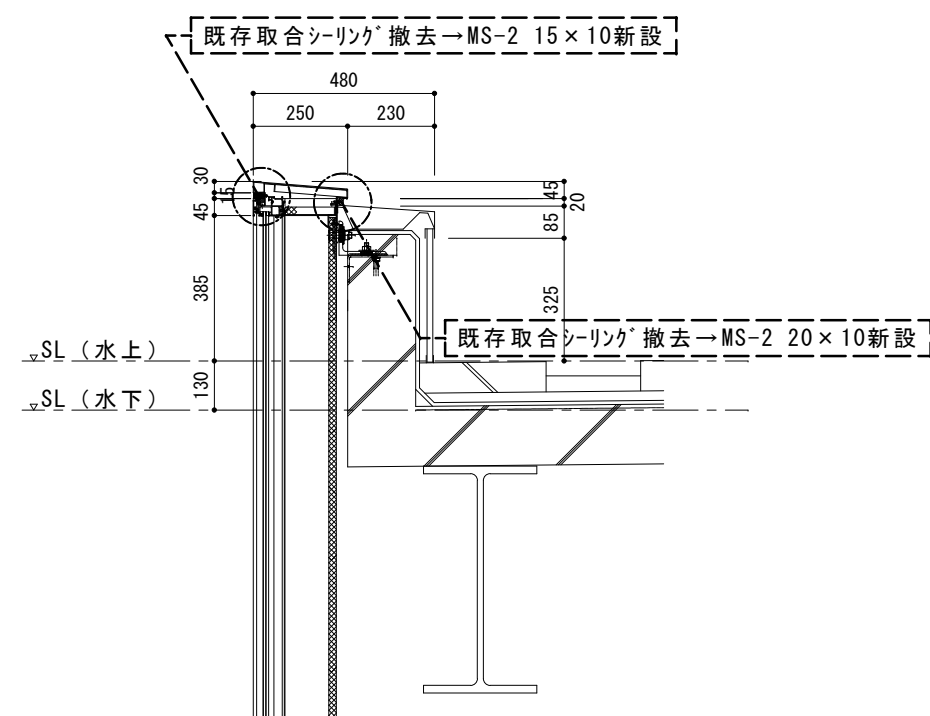


庇樋部 詳細図 1/20

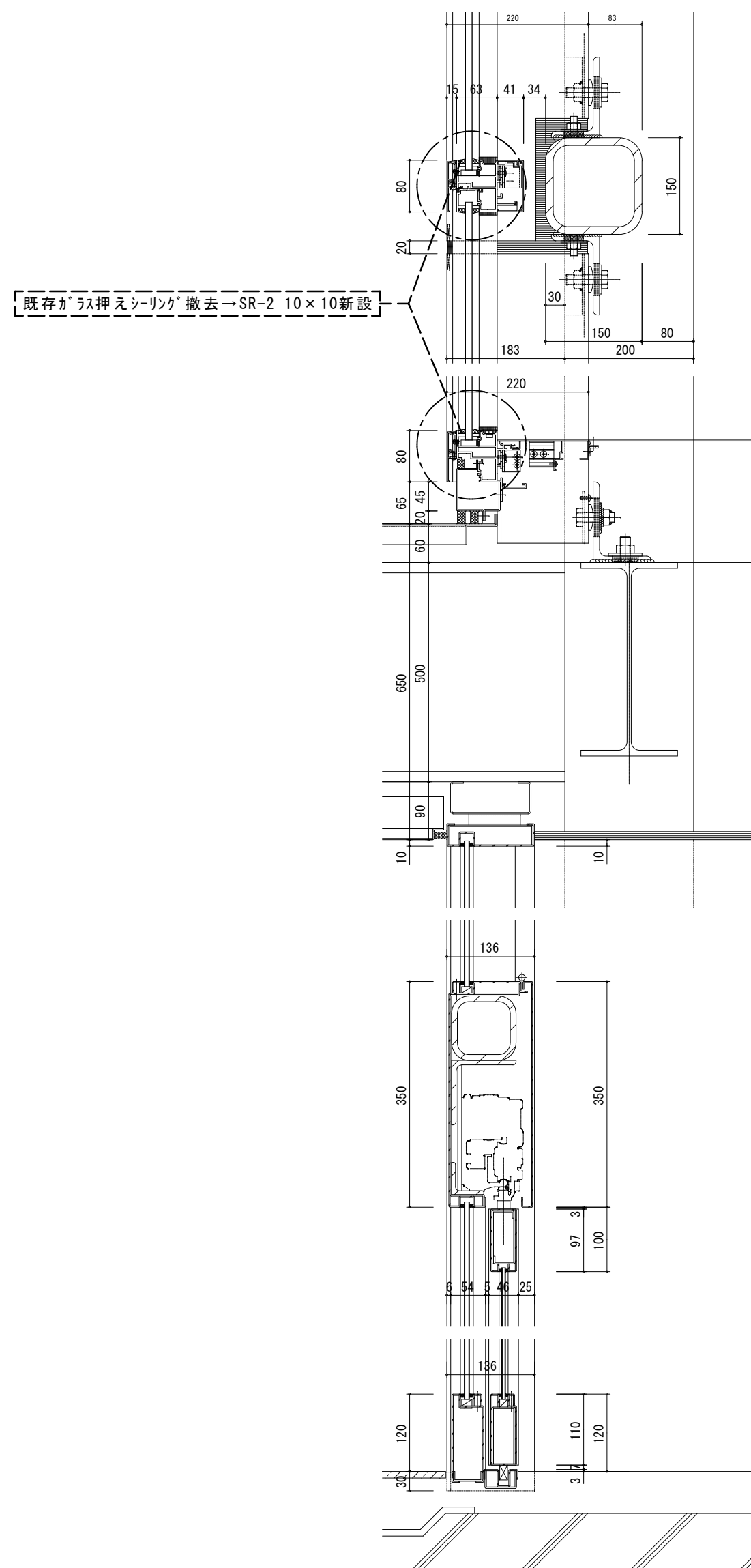
	徳島県国土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-15	(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
		●図面名 正面玄関庇 1・2 階平面詳細図、断面詳細図	●縮尺 1/100, 1/50, 1/20	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



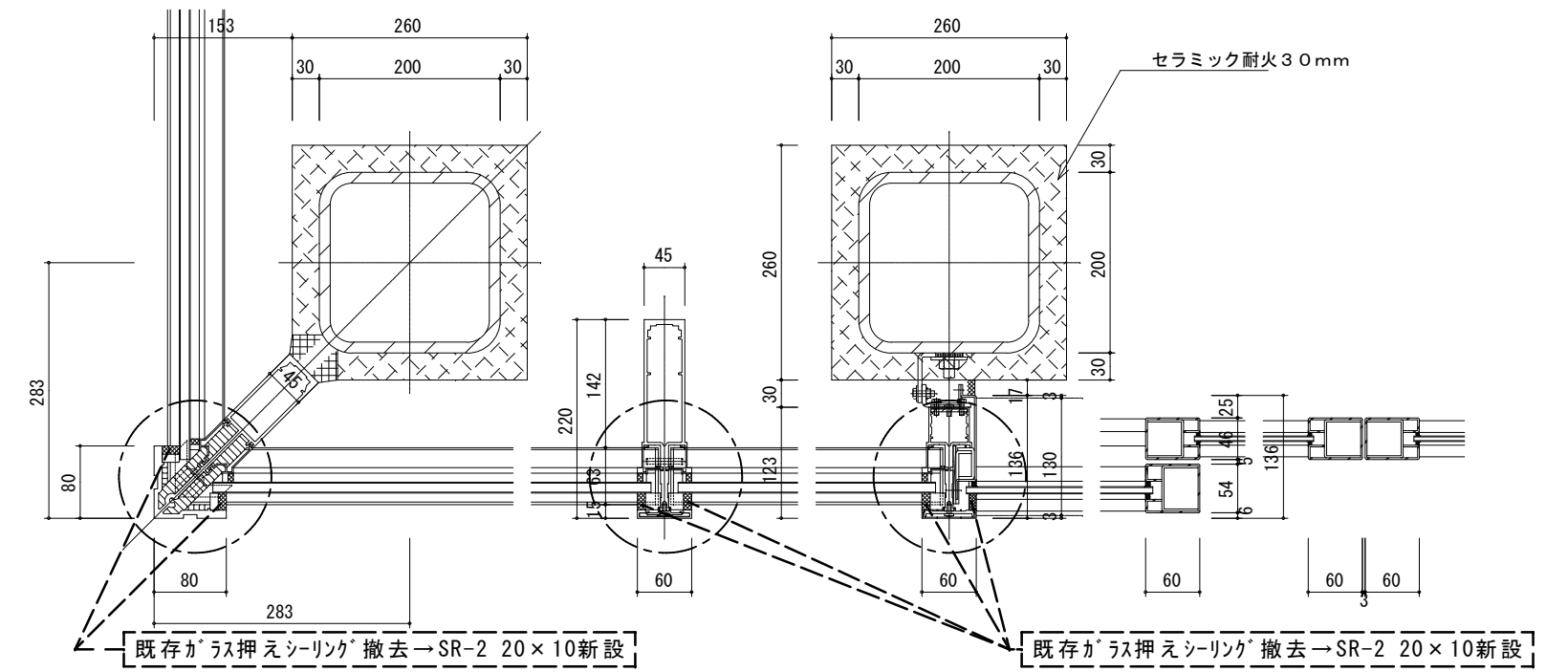
E 部 詳細



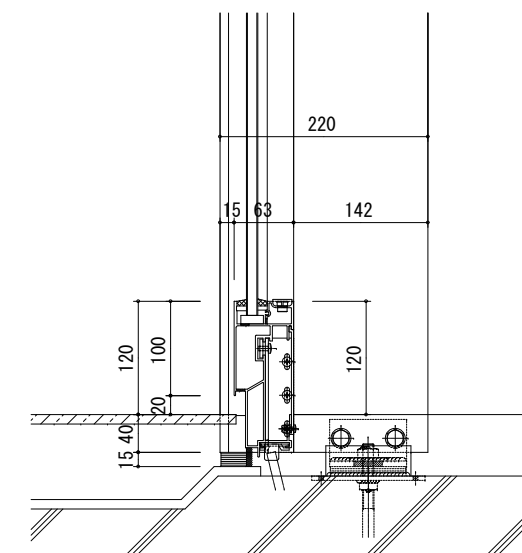
F 部 詳 細

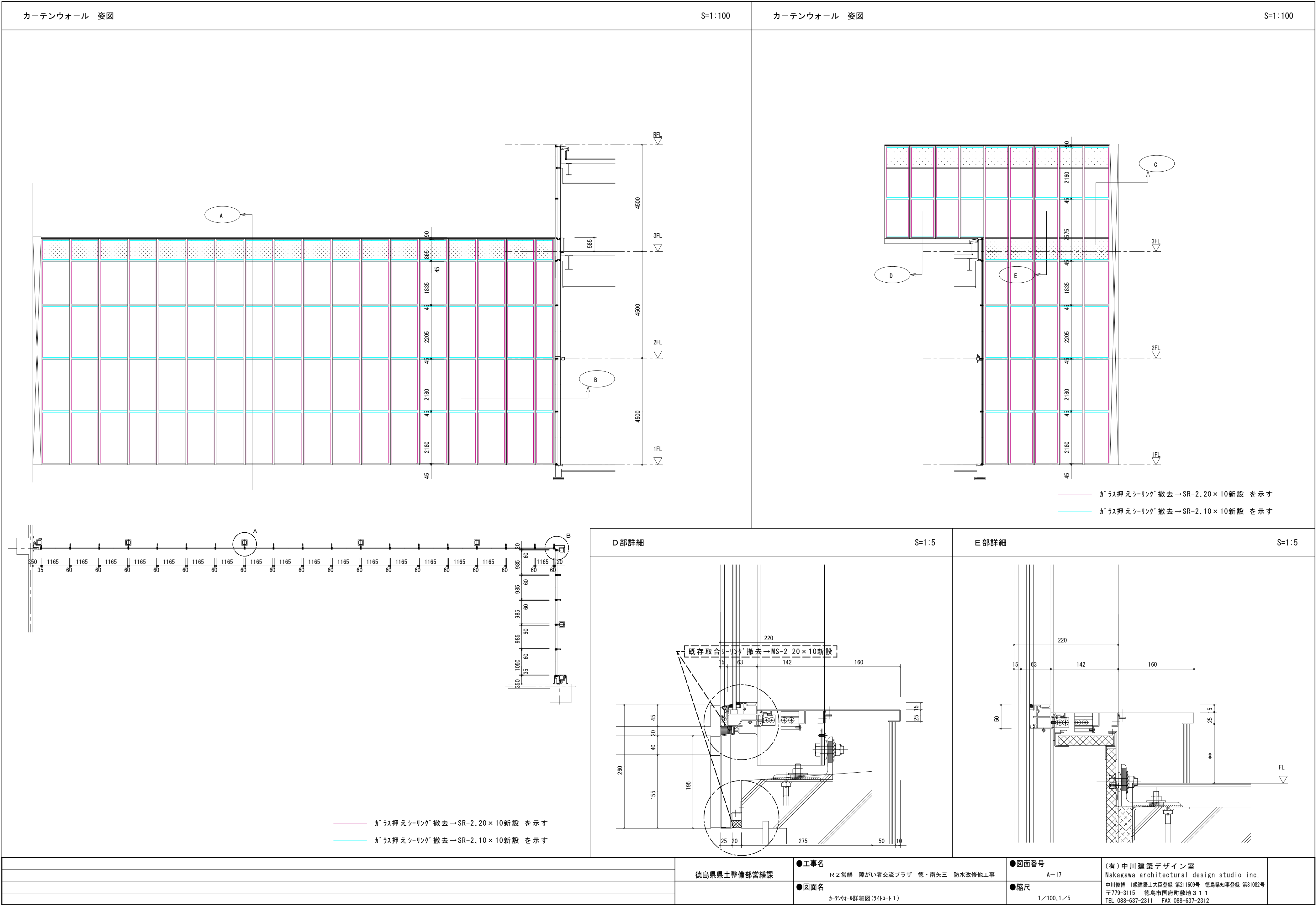


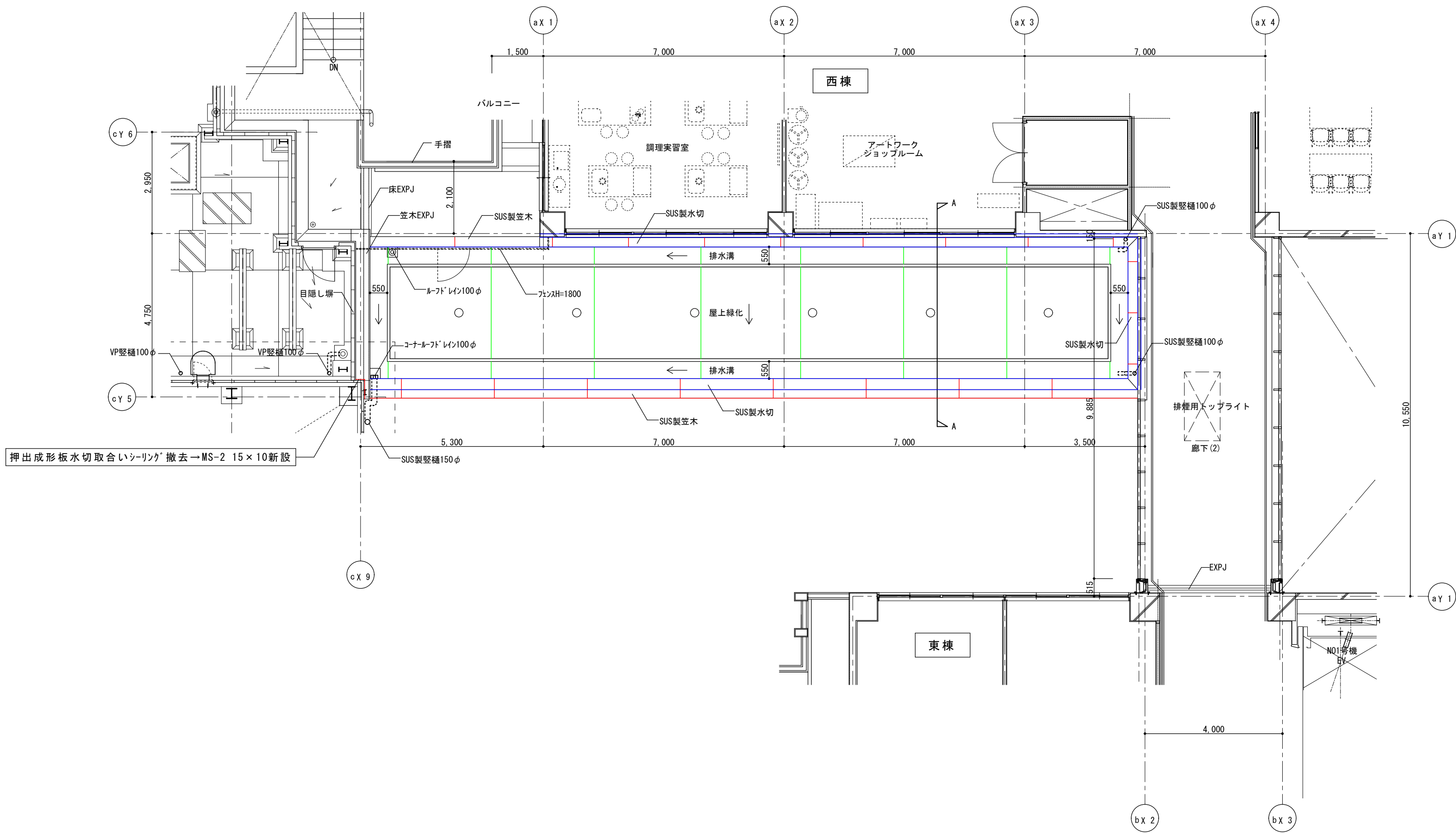
H 部 詳細



G 部 詳細

[illegible]

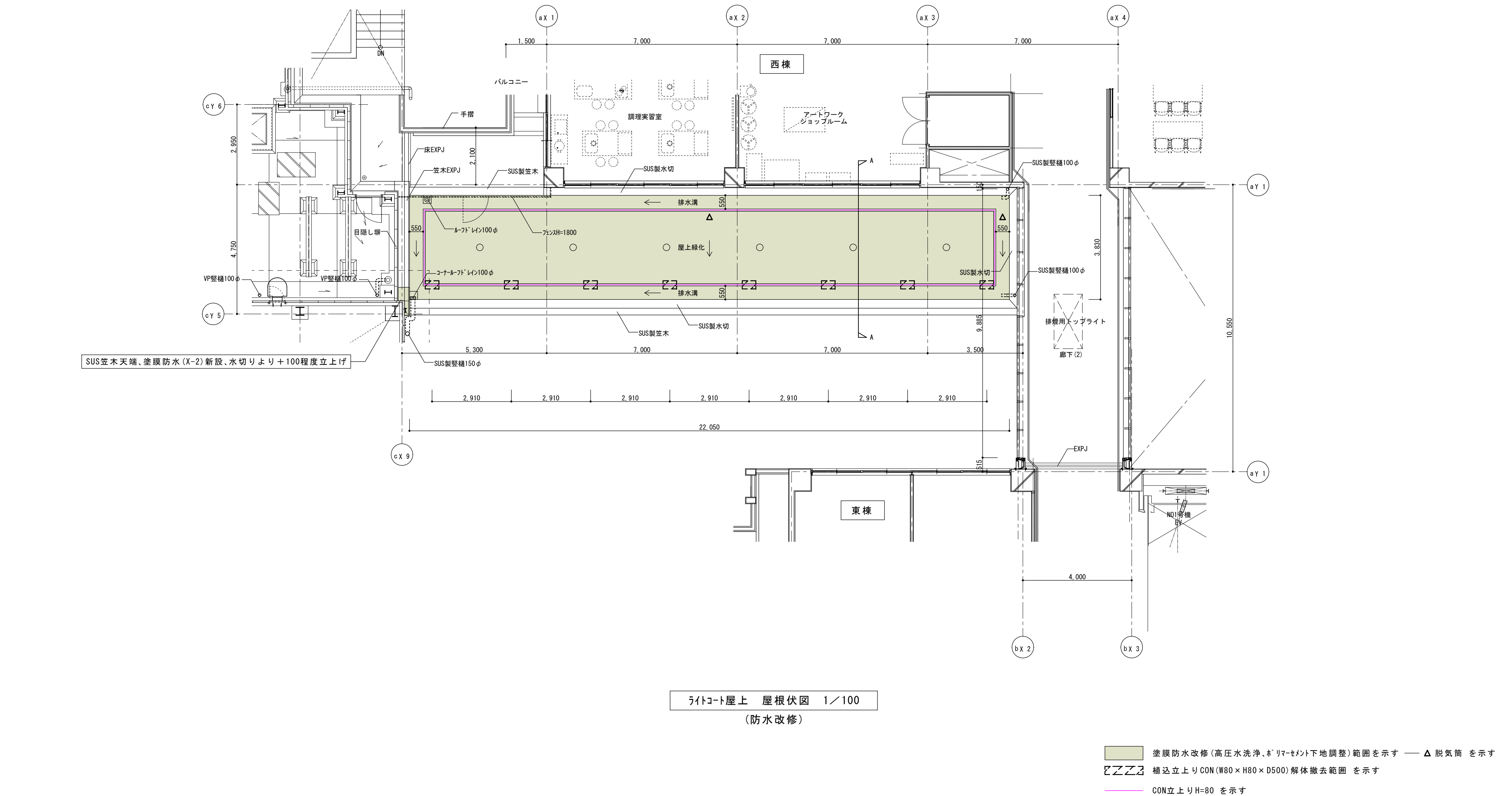




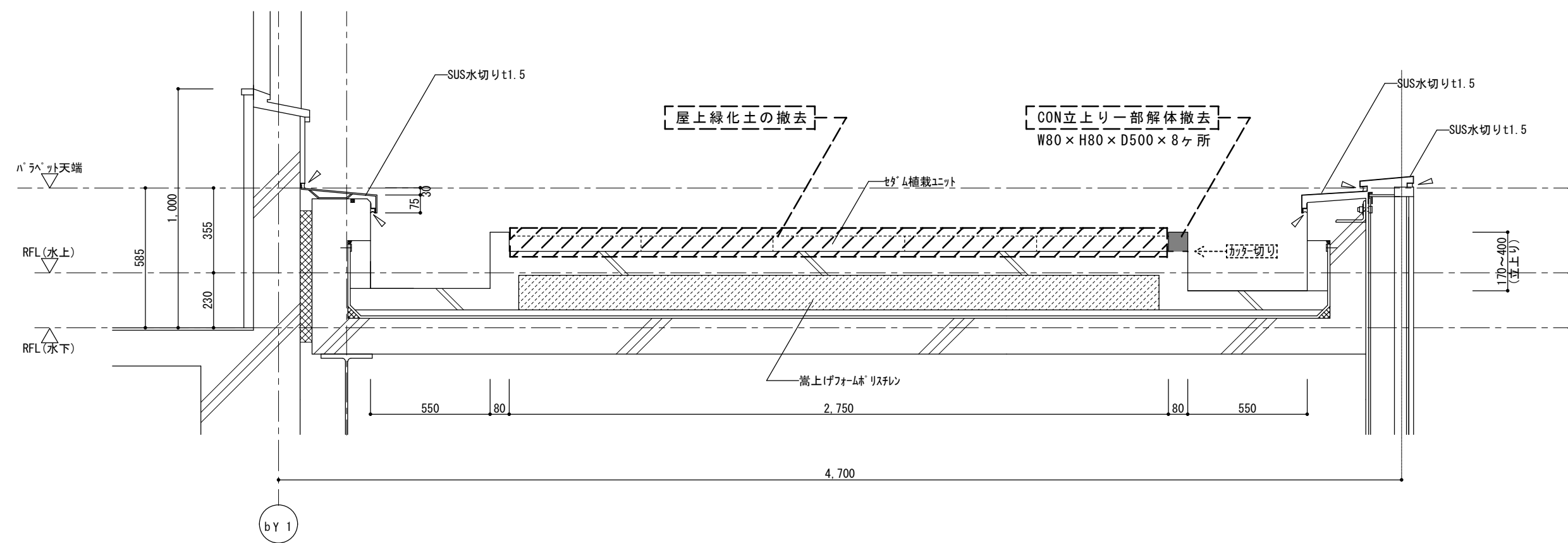
ライトコート屋上 屋根伏図 1/100
(シーリング 改修)

- 取合シーリング (MS-2, 20×10) 撤去→新設 を示す
- 目地シーリング (MS-2, 15×10) 撤去→新設 を示す
- 成形伸縮目地 (W=25) 撤去→シーリング (PU-2, 25×15) 新設 を示す

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-19	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 ライトコート屋上 屋根伏図(1)	●縮尺 1/100	



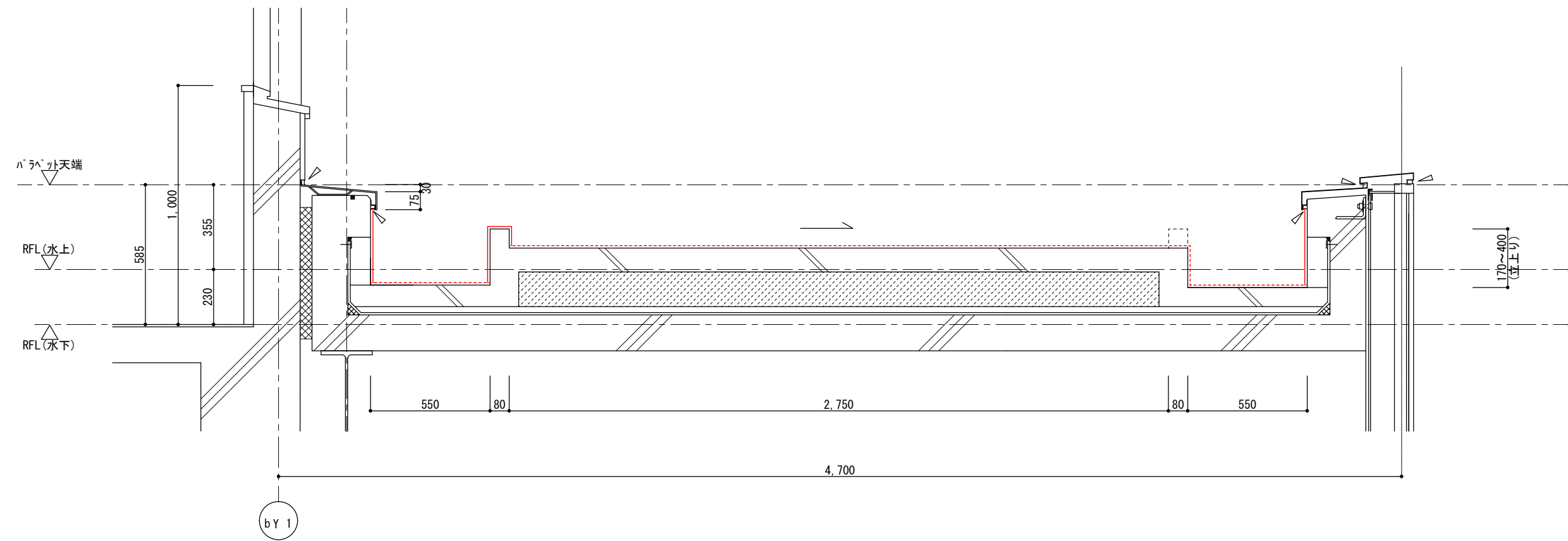
	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-20	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 ライトコート屋上 屋根伏図(2)	●縮尺 1/100	



A-A断面詳細図 1／20
(改修前)

改修前

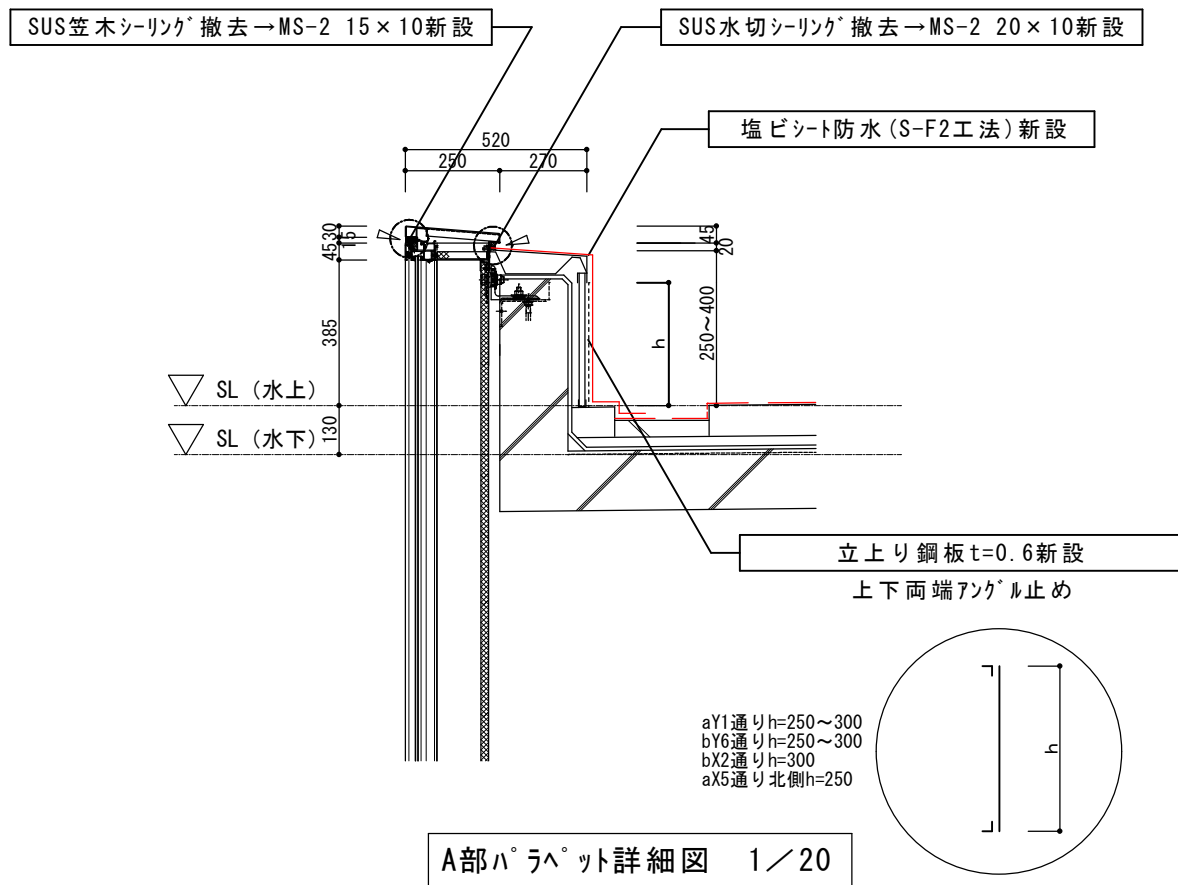
改修後



A-A断面詳細図 1／20
(改修後)

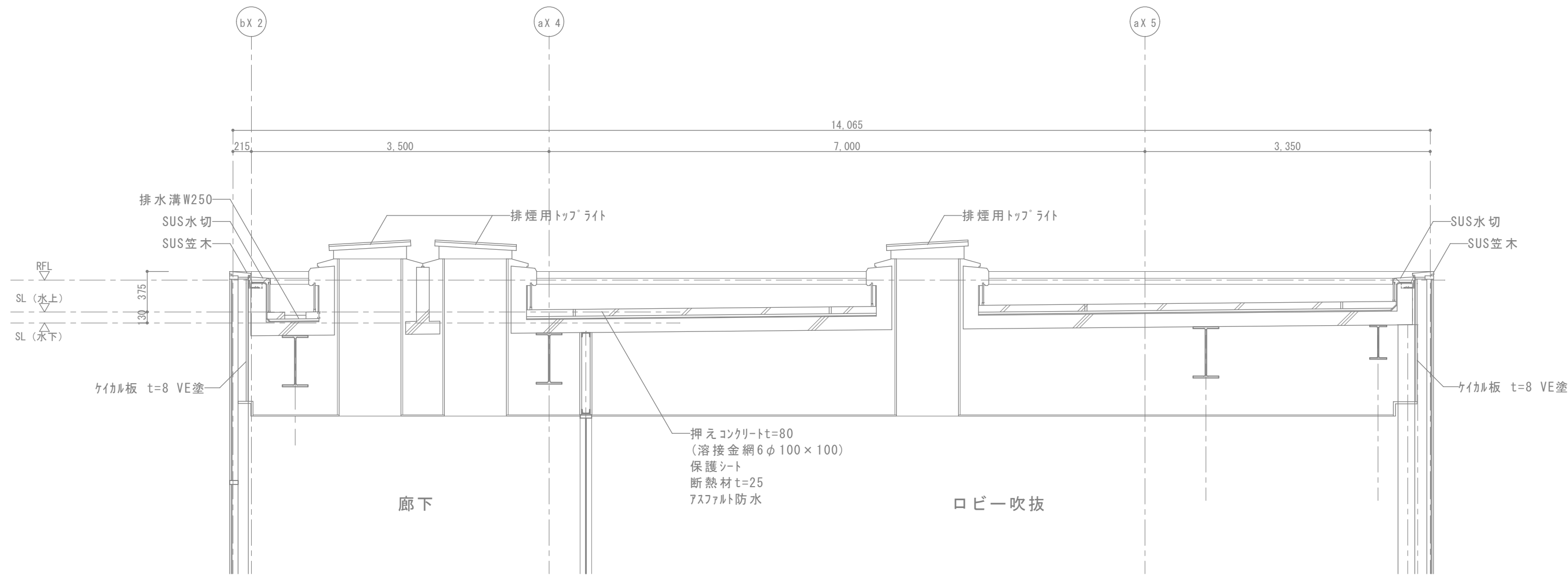
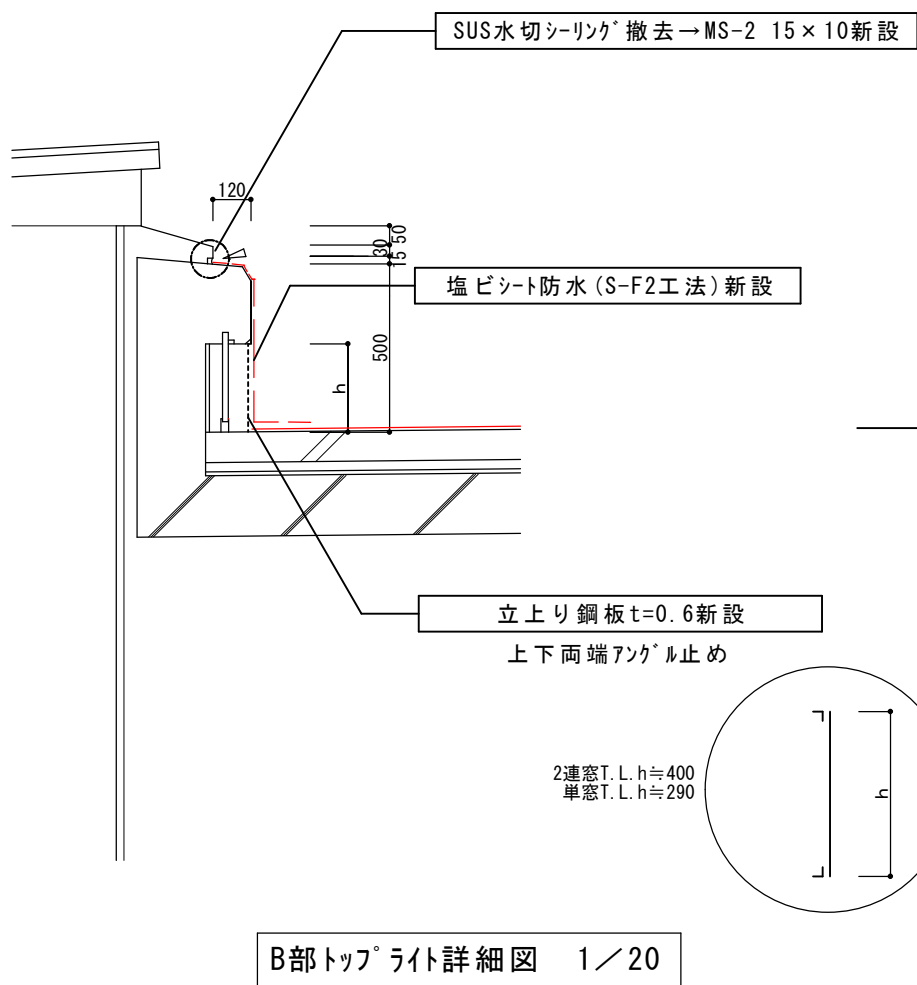
..... 塗膜防水(X-1平場)新設範囲を示す
—— 塗膜防水(X-1立上り)新設範囲を示す

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-21	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312	
		●図面名 ライトコート屋上 断面詳細図	●縮尺 1/20		



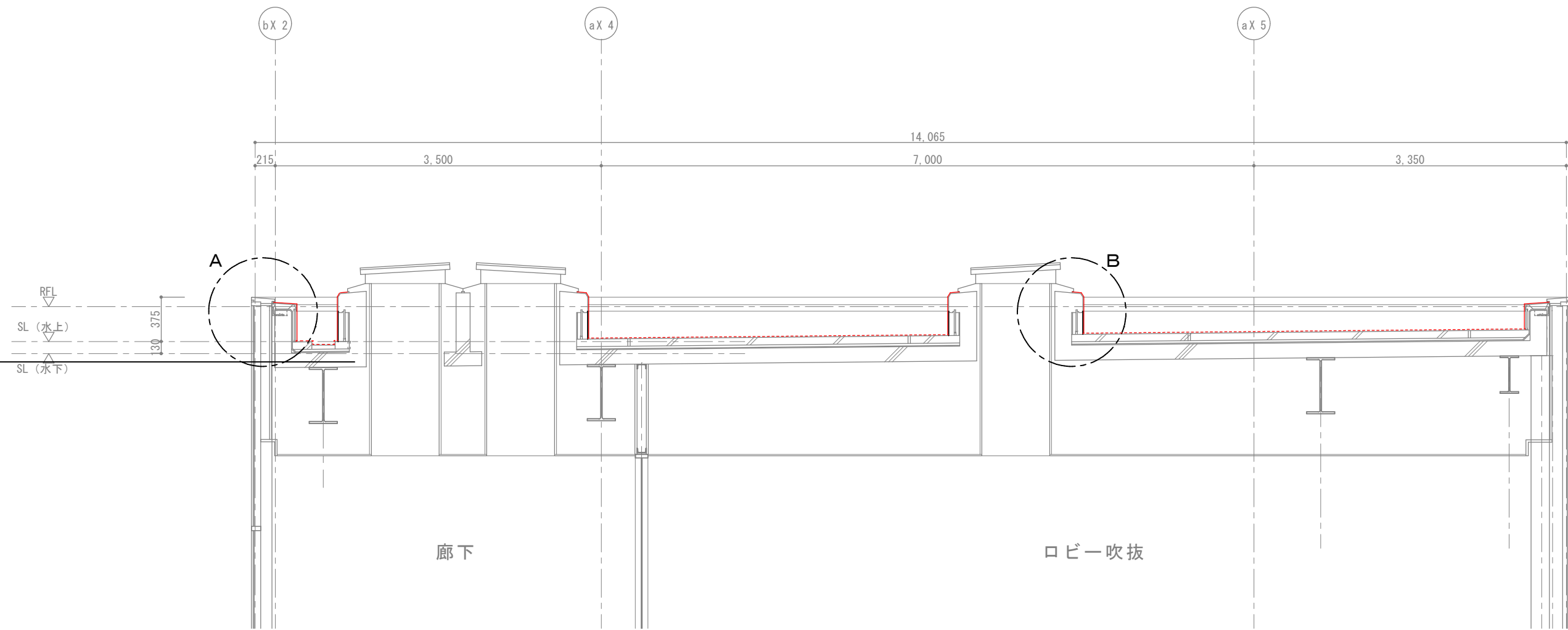
----- 塩ビシート防水(S-M2工法)新設範囲を示す

----- 塩ビシート防水(S-F2工法)新設範囲を示す

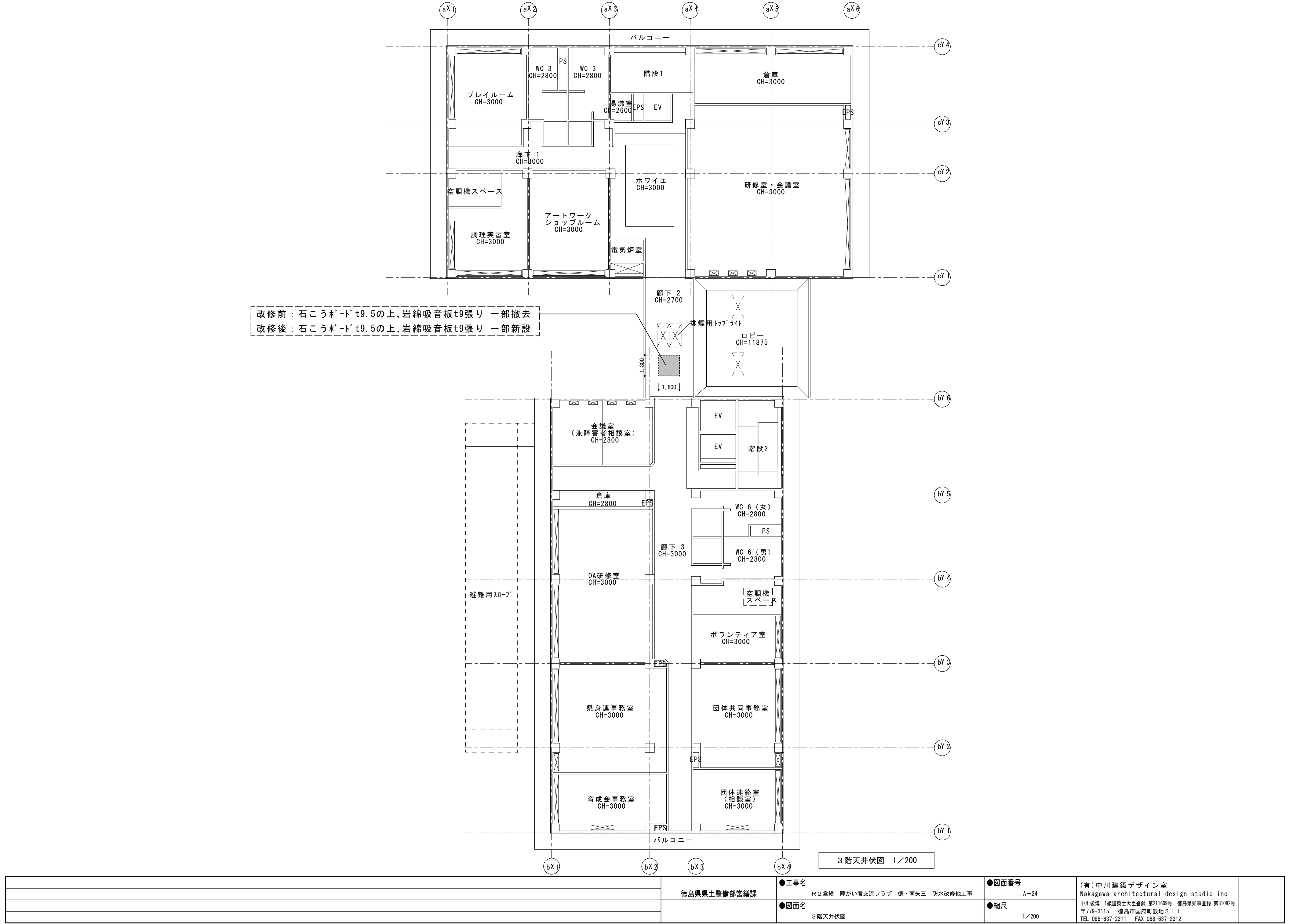


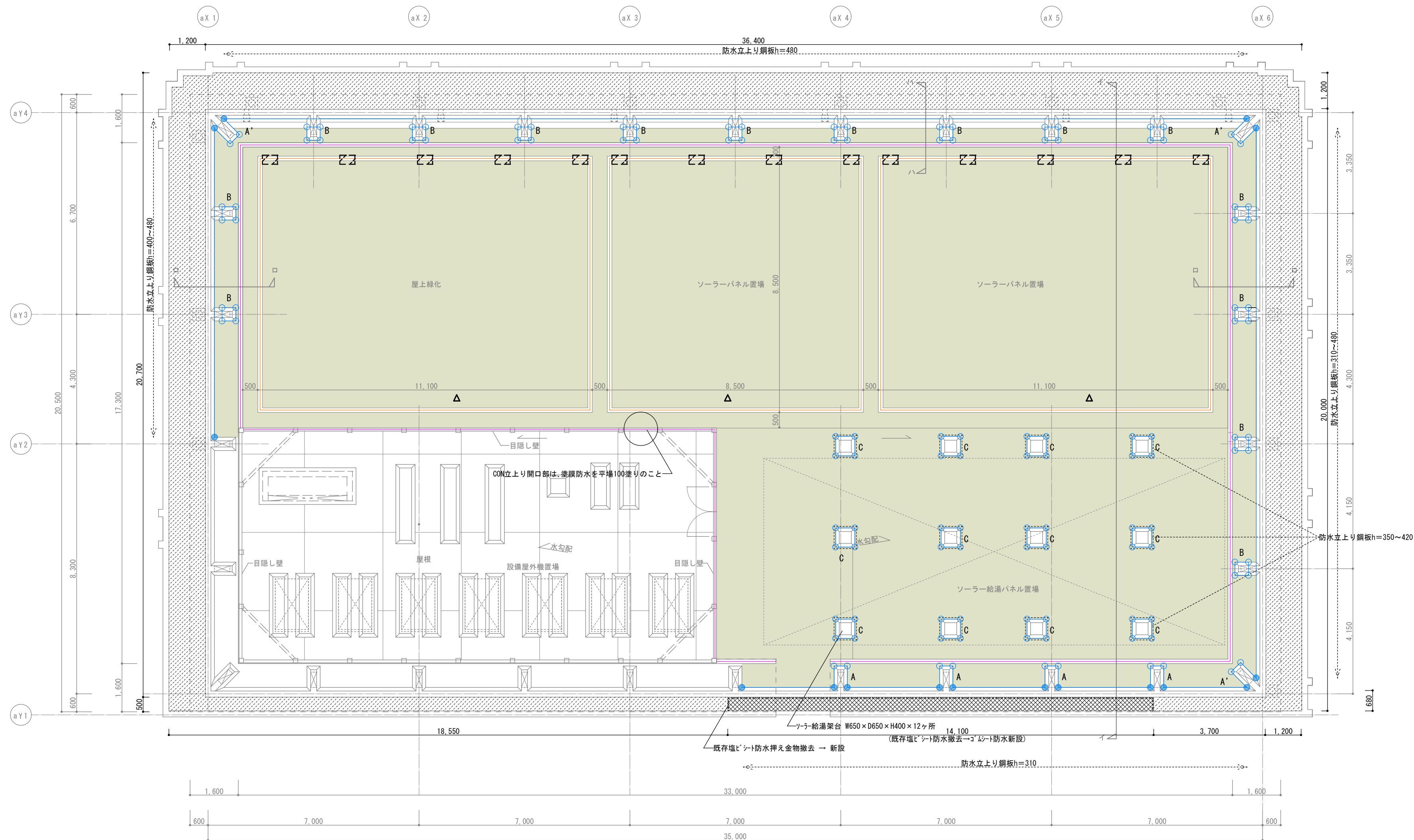
改修前

改修後



	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-23	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3-1-1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 吹抜上 断面詳細図、各部詳細図	●縮尺 1/50、1/20	

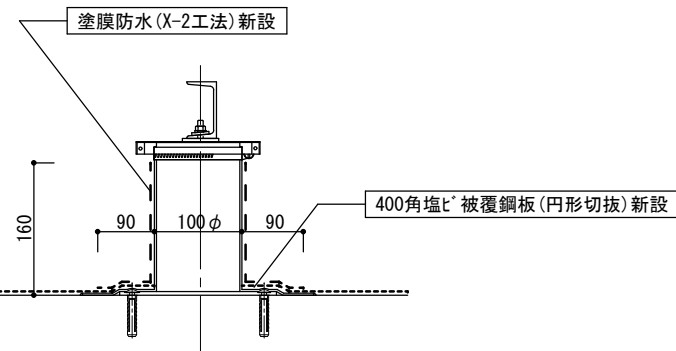
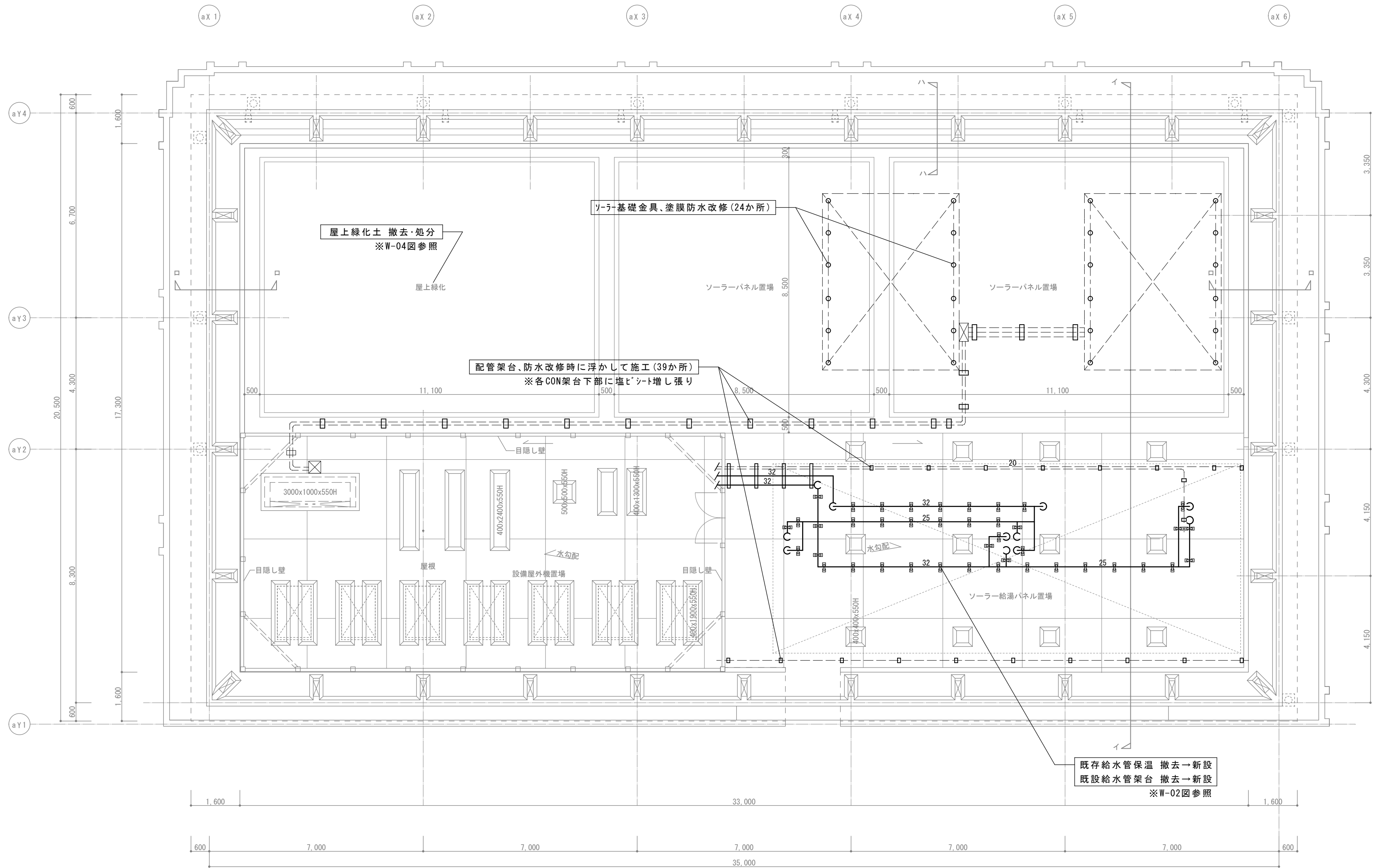




西棟 屋根伏図 1/100
(防水改修)

- 高圧水洗浄、塩ビシート防水(S-F2工法)改修範囲を示す — △ 脱気筒を示す
- 高圧水洗浄、塗膜防水(X-2工法)防水改修範囲を示す
- 既存塩ビシート防水撤去→高圧水洗浄、ゴムシート防水(S-F1)新設改修範囲を示す
- 植込立上りCON(W150×H100×D500)解体撤去ヶ所を示す
- 防水下地用鋼板新設+塗膜防水(X-2工法)施工範囲を示す
- CON立上りH=350~500を示す
- CON立上りH=150を示す
- 出隅を示す
- 入隅を示す
- A -3方箱型タイプ-4か所
- A' -3方箱型タイプ-3か所(隅部)
- B -4方箱包みタイプ-15か所
- C -4方箱包みタイプ-12か所

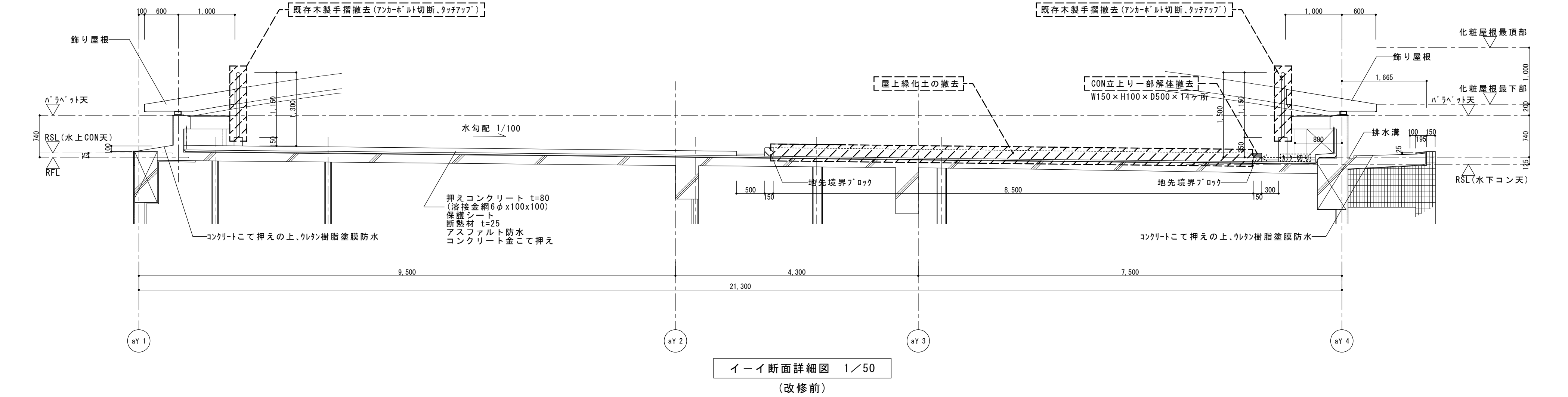
	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-26	(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 西棟 屋根伏図(2)	●縮尺 1/100	



ソーラーパネル基礎金具詳細 1／10

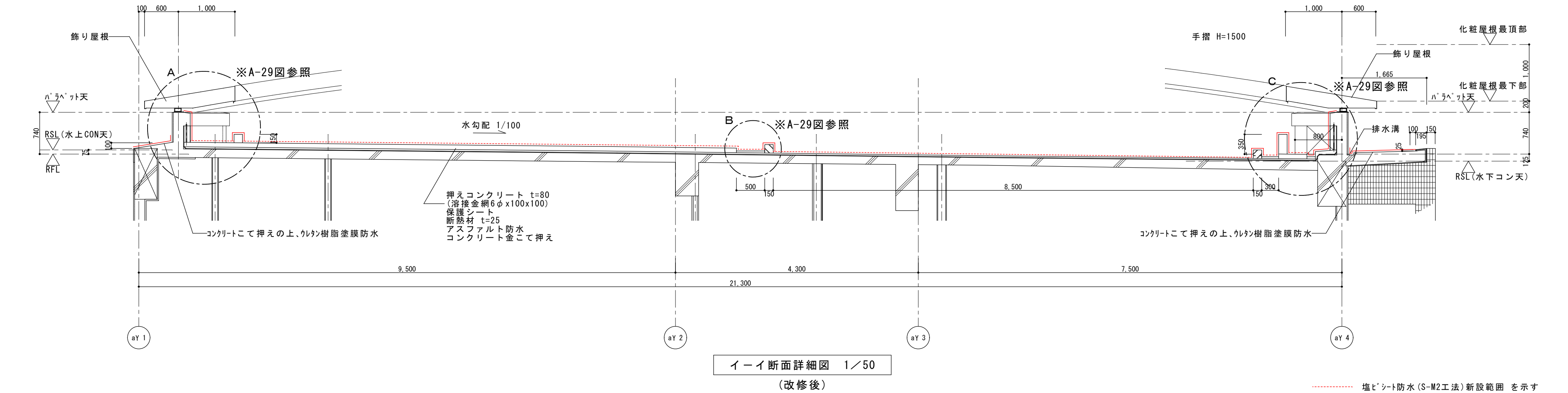
西棟 屋根伏図 1／100
(既存配管・架台配置)

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-27	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 西棟 屋根伏図(3)	●縮尺 1／100	



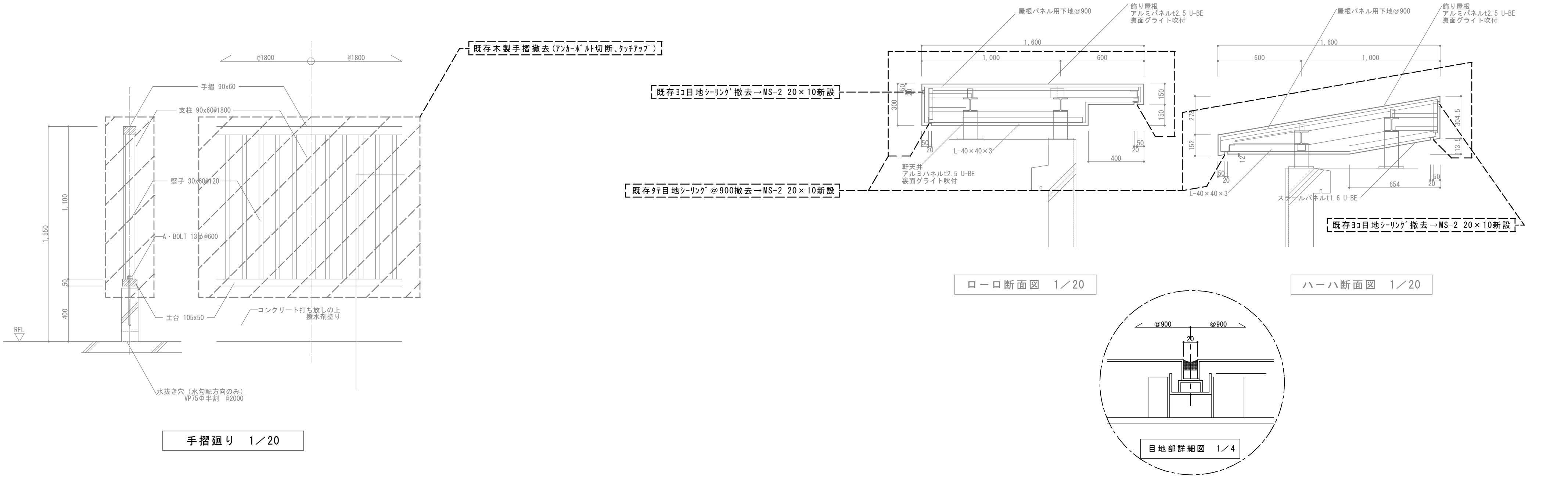
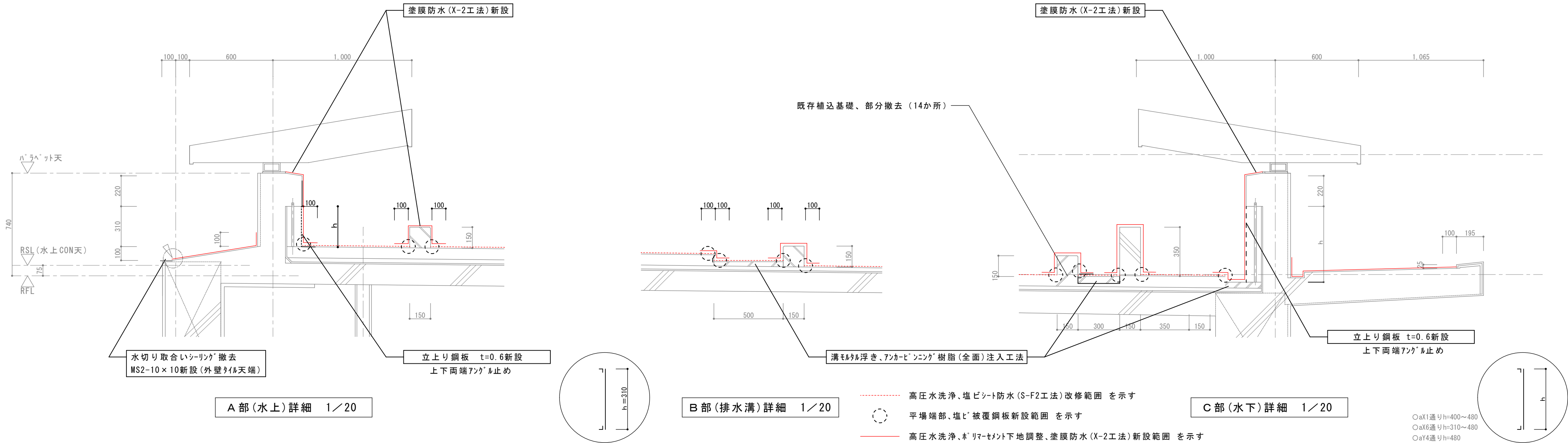
改修前

改修後



.....塩ビシート防水 (S-M2工法) 新設範囲 を示す
——塗膜防水 (X-2工法) 新設範囲 を示す

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-28	(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01002号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 西棟 屋上断面詳細図	●縮尺 1/50, 1/20, 1/4	



	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-29	(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
		●図面名 西横 各部詳細図	●縮尺 1/50, 1/20, 1/4	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312